

戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等及び 厚生労働省が実施する遺骨収集等事業について

目次

1	第2回有識者会議における構成員からの助言・意見に対しての対応状況の報告	2
	(1)(一社)日本戦没者遺骨収集推進協会(指定法人)について	4
	(2)厚生労働省について	5
2	令和元年度指導監査結果報告	7
3	平成30年度戦没者遺骨収集等事業について	11
	(1)戦没者の遺骨収集等事業の進捗状況	18
	(2)各地域の取組状況	31
4	令和元年度予算・令和2年度概算要求について	42
5	「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」における「中間とりまとめ」について	47
	(参考資料)法律及び指定法人の概要	57

1 第2回有識者会議における構成員からの 助言・意見に対しての対応状況の報告

1 第2回有識者会議における構成員からの助言・意見に対しての対応状況の報告①

構成員からの助言・意見の概要

(1) (一社)日本戦没者遺骨収集推進協会(指定法人)について

- ・ 会計手続きについて、適正処理を前提として業務の効率化及び改善を図ること
- ・ 事業を積極的かつ効果的に進めるに当たっての課題と改善点の洗い出しを行うこと

(2) 厚生労働省について

- ・ 推進法成立後3年間の取組を検証し、最善の体制作りを行うこと
- ・ 広く国民に対し遺骨収集事業に対する理解及び協力を得られるよう検討すること
- ・ 関係諸国との連携についても、積極的に関係省庁と連携しながら取り組むこと

※ 「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」の開催目的

戦没者の遺骨収集等事業を行う指定法人(以下「指定法人」という。)の業務運営及び会計処理の適正実施、並びに厚生労働省が行う指定法人への指導監督及び厚生労働省が自ら行う遺骨収集等事業の適正実施のため、「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」(以下「会議」という。)を開催し、厚生労働省に対して、法律や法人コンプライアンス、会計などの専門的な見地から意見及び助言を述べる。

1 第2回有識者会議における構成員からの助言・意見に対しての対応状況の報告②

(1)(一社)日本戦没者遺骨収集推進協会(指定法人)について

① 会計手続きについて、適正処理を前提として業務の効率化及び改善を図ること

<対応状況>

消耗品の購入や旅費の支給にあたっては、全て専務理事までの決裁が必要であったが、役職に応じて決裁額の権限を設定したことで、適正処理を前提としつつ業務効率化を図った。

(決裁額の例:主任職10万円まで、部長職100万円まで等)

② 事業を積極的かつ効果的に進めるに当たっての課題と改善点の洗い出しを行うこと

<課題>

- ・ 遺骨収集を実施する地域の法律や慣習等に応じて、遺骨収集を実施するために必要な手続き等を確認し、外交ルートや専門機関等による手続きを経て事前に許可を取得する必要があること。
- ・ 現状の委託費の範囲では、雇用できる職員数が不足しており、派遣により不在にする職員が多い中で、事務所に残っている限られた人数の職員で派遣計画の作成や派遣手続きをとるため、職員一人あたりに対する負荷が大きいこと。
- ・ 新規採用した職員の人材育成が急務であること。
- ・ 年間約80回の事業に対して職員約18名及び事業単位派遣員10名で実施するにあたり、健康面を配慮して派遣をしなければならないこと。

<改善案>

- ・ 適切な人材の確保及びそれに伴う事務所の拡充の検討。
- ・ 業務マニュアルの作成など新規採用者への研修の実施。
- ・ 事務局職員及び事業単位派遣員に対して、年1回行うこととしていた健康診断を年2回とした。また、参加する派遣団員への健康診断にかかる費用を一部負担することを検討しているところ。

1 第2回有識者会議における構成員からの助言・意見に対しての対応状況の報告③

(2)厚生労働省について

- ① 推進法成立後3年間の取組を検証し、最善の体制作りを行うこと
- ② 広く国民に対し遺骨収集事業に対する理解及び協力を得られるか検討すること

<対応状況>

- ・ これまでの遺骨収集事業の実施状況を精査し、本年5月以降、計4回実施した「遺骨収集の推進に関する検討会議」において、目標設定による事業の計画的推進及び事業実施体制の見直し・強化並びに鑑定の今後のあり方について、「中間とりまとめ」がとりまとめられ、今後の方向性が示された。今後、「中間とりまとめ」を踏まえ、事業の実施体制等についても検討していくこととしている。また、旧ソ連抑留中死亡者の埋葬地の遺骨収集において、日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されていたことをふまえ、今後確認・検証作業を進めることとしている。
- ・ 戦没者慰霊事業に関するパンフレットを自治体に配布し、自治体にも協力いただきながら普及啓発を実施。
- ・ 上記パンフレット及びポスターを厚生労働省のホームページに掲載し、広く閲覧・使用できるようにすることで普及啓発に繋げる。

- ③ 関係諸国との連携についても、積極的に関係省庁と連携しながら取り組むこと

ア. フィリピン

- ・ 平成22年10月、収容された遺骨に、フィリピン人の遺骨が含まれているのではないかと報道を受け、その後、疑惑を持たれることのないよう事業の見直しを行い、フィリピン政府と協議を進め、昨年5月に厚生労働大臣とフィリピン外務大臣が協力覚書に署名した。
- ・ 覚書には、フィリピン国立博物館立会いの下でのみ遺骨の収容を実施できることや、入手可能な証拠を総合的に踏まえ、厚生労働省とフィリピンの関係機関が協議の上、旧日本兵のものであると共に決定した場合に限り、遺骨をフィリピンから持ち出すことができること、遺骨が旧日本兵のものと確定できない場合、日本においてDNA鑑定を実施できること等が定められている。
- ・ 昨年10月に、この協力覚書に基づき、事業を再開した。

1 第2回有識者会議における構成員からの助言・意見に対しての対応状況の報告④

(2) 厚生労働省について

イ. インドネシア

- ・ インドネシアにおいては、平成27年度以降遺骨収集事業が中断していたが、その後、インドネシア政府と、事業実施の根拠となる新たな協定の署名に向けた協議を行い、本年3月に交渉妥結となった。
- ・ 本年6月に、駐インドネシア日本国大使とインドネシア教育文化省文化総局長が署名し、今後、外務省と連携のうえ、今年度内の事業の再開を目指す。

ウ. アメリカ

- ・ 本年4月、米国国防総省捕虜・行方不明者調査局(DPAA。米国の遺骨収集機関)との連携に関する協力覚書に、社会・援護局長とDPAA副長官が署名した。今後も、DPAAとの情報交換や技術面での交流をさらに深めていくこととしている。

関係国の政府と協議等が必要な場合には、外務省の協力を得て、各国当局と協議等を行っている。戦没者の遺骨収集を実施するにあたり、海外での遺骨収集が円滑に進むよう、関係在外公館の支援を得ている。

また、遺骨の本邦への送還にあたっては、防衛省の協力を得て、海上自衛隊護衛艦等による遺骨の送還を行った。

2 令和元年度指導監査結果報告

指定法人に対する指導監督

法人運営

◎ 組織・運営体制

- 目的(非営利性)
- 体制
- 諸規程の整備状況
- 意思決定プロセス(理事会等)
- 監事監査

◎ 役員・服務

- 役員の構成、選定手続き
- 服務規程
- 役員報酬
- 利害関係

会計事務

◎ 会計処理

- 適正実施に必要な経理的基礎(債務超過)
- 経理規程や事務分担規程などの諸規程の整備状況
- 内部牽制体制
- 調達事務(入札等)の適正性
- 給与規程等に基づく運営費支出の適正性
- 帳簿や各種台帳の整備状況

遺骨収集等事業

◎ 事業計画書・実績報告書等

- 提出時期、機関決定
- 事業実施地域の法令遵守等
- 自主事業による影響

◎ 実施要綱や手順書に基づく適正な事業実施

- 国内外における事業費支出の適正性(支出額や対象外経費の確認)
- 収集手順や検体の取り扱い等の事業実施状況

年一回

指導監査にて確認

派遣毎

指導監督派遣・派遣報告書
にて確認

指定法人に対する指導監査結果（概要）

指導監査日時

令和元年7月11日（木）～12日（金）両日10：00～17：00

前回指摘事項の改善状況

口頭指摘

- (1) 支出の決定における決裁の不備 ⇒ 問題なし（適切な決裁処理がなされていることを確認）
- (2) 予定価格の未作成 ⇒ 改善していない（派遣実績が不十分であるため、予定価格が未作成のままとなっているとのこと）

助言

- (1) 内部監査の実施 ⇒ 複数人による会計帳簿のチェックを実施していることを確認
- (2) 専務理事への権限委任事項の整理 ⇒ 指定法人にて、改めて整理する必要はないと判断したとのこと
- (3) 業務手順書の作成 ⇒ 派遣業務について、地域ごとに手順書を作成していることを確認

確認された事案

文書指摘

予定価格の作成

法人の会計規程において、契約責任者が作成することとされている予定価格が未作成となっていたため、会計規程に基づき、必要な予定価格を作成するよう指導を行った。前回の指導監査においても口頭指摘としたが、改善が見られなかったため、文書指摘とした。

口頭指摘

文書管理規定の整理

法人の文書管理規程において、文書の機密性が具体的に定まっておらず、上司の許可なく外部に内部資料を提供した事案が発生したため、文書の機密性について規定の整理をすること、定期的に職員へ指導することの2点について指導を行った。

助言

- (1) 各種管理者等への書面による辞令の交付
- (2) 会計処理等の業務手順書の作成

今回の指導監査結果から見た課題・対処方針

(1) 課題

平成30年度実績を対象とした指導監査において、前回の指導監査実施時の指摘事項については改善されているものもあるが、会計処理において改善が徹底されていない事項も確認された。

(2) 対処方針

平成30年度については業務量に見合った人員体制の確保が不十分であったことが、指摘事項に繋がったと考えられる。体制の見直しや業務効率化を促すなど改善策を検討し、会計規程に基づく適正な会計処理が行われるよう指導を行うこととする。

その他

平成30年度に発生した指定法人職員の海外派遣時における死亡事案を踏まえ、指定法人の職員及び団員の健康管理等の対応について以下の通り確認した。

派遣期間中の緊急事案発生時の対応について

(1) 派遣期間中の対応について

派遣期間中に、職員が海外で死亡した。その際、マニュアルがなかったため、団長が明確な指示をすることは難しかったが、事案発生後速やかに指定法人の事務局に連絡し、その後の対応を行った。日本側から早い段階で応急派遣職員や通訳を現地へ派遣し、ご遺族、派遣団員のフォロー、各種必要な手続きを行ったことを確認した。

(2) 令和元年度以降の対応方針

派遣期間中に緊急事案が発生した場合に備えて、マニュアルを作成し、派遣の際携行していることを確認した。

指定法人職員及び派遣団員の健康管理について

(1) 平成30年度の健康管理について

指定法人では、法人職員については年に1度健康診断を行っており、派遣団員については派遣前に健康診断書を提出してもらっているとのこと。

(2) 令和元年度以降の対応方針

法人職員については、年に2度健康診断を行う。その結果を医師に問診してもらい、派遣に行くことが可能かを判断してもらいたいと考えているとのこと。

派遣団員については、遠方在住者の都合も鑑みた上で対応する。なお、派遣団員の健康診断の費用を支度料に含め、一部補助するために規程の改正を検討しているとのこと。

指定法人職員の派遣について

(1) 平成30年度の職員の派遣について

法人職員の人員不足のため、派遣と派遣の間が1週間以下の職員もいたとのこと。

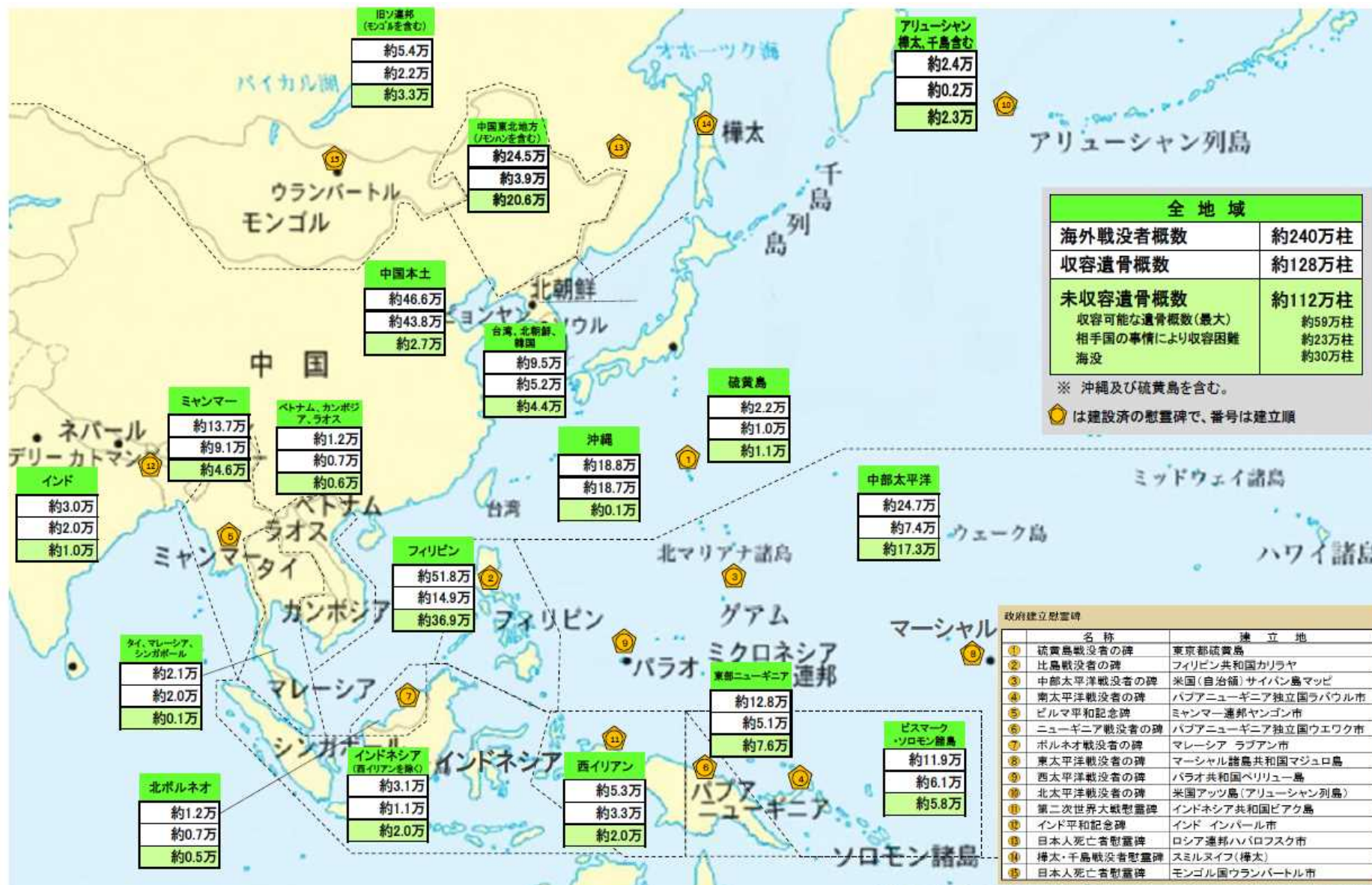
(2) 令和元年度以降の対応方針

令和元年度以降は、派遣と派遣の間が2週間以上となるよう調整していることを確認した。

3 平成30年度戦没者遺骨収集等事業について

1 地域別戦没者遺骨収容概見図(令和元年8月末現在)

- 先の大戦における海外戦没者(沖縄、硫黄島含む)は約240万人。
- 戦後、昭和27年度より、政府による遺骨収集事業が開始され、中断した時期を挟みつつ、今日まで継続。
- 帰還した御遺骨は約128万柱であるが、残りの約112万柱については未収容のまま。



※表中の数字は、百の位で四捨五入しているため、足し上げが合わない箇所がある。

2 戦没者の遺骨収集事業の概要

概要

○ 昭和27年度以来、厚生労働省では、海外の戦没者の遺骨収容を実施。

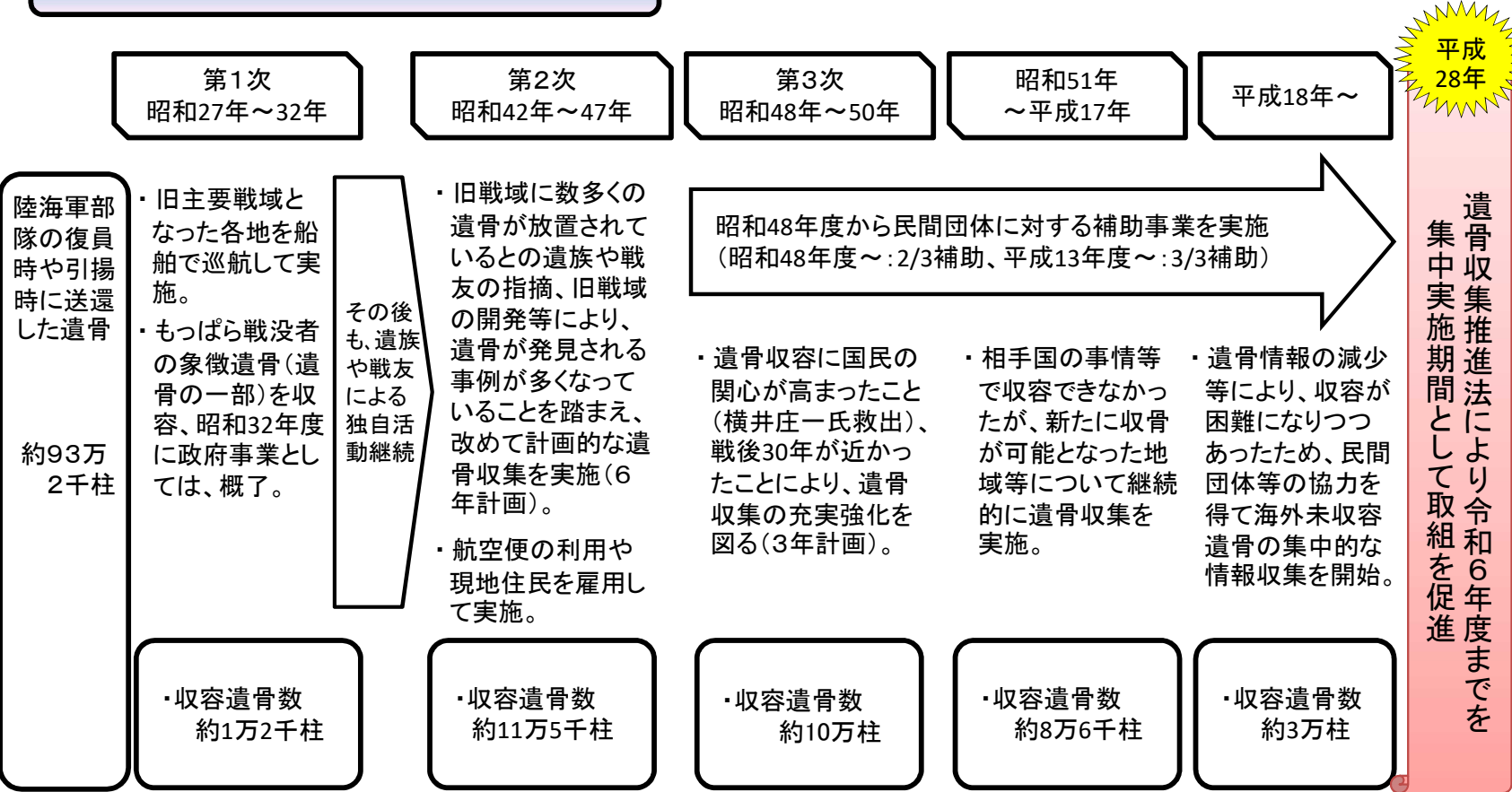
海外戦没者概数 約240万人	収容遺骨概数	約128万柱
	未収容遺骨概数	約112万柱
	うち ①海没遺骨 ②相手国事情により収容が困難な遺骨 上記①②以外の未収容遺骨（最大）	約30万柱 約23万柱 約59万柱

(注1) 遺骨収集事業による収容遺骨数 約34万柱

(注2) 戦没者概数 約310万人

令和元年8月末現在

これまでの遺骨収集事業の推移



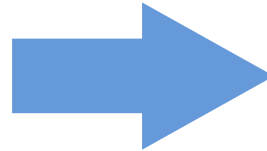
遺骨収容の作業風景
(上下ともにロシアの遺骨収容作業風景)



3 遺骨送還後の流れ

遺骨引渡式

派遣団から厚生労働省へ収容した遺骨の引渡しをおこなう。引渡しを受けた遺骨は厚生労働省にある霊安室に安置され、DNA鑑定又は納骨される。

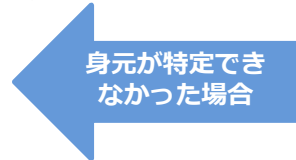


↑引渡式の様子

納骨

身元の判明しない遺骨を焼骨の上、千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨する。

身元が特定できなかった場合



遺骨伝達

DNA鑑定等により身元を特定した遺骨を遺族に伝達する。

身元特定した場合

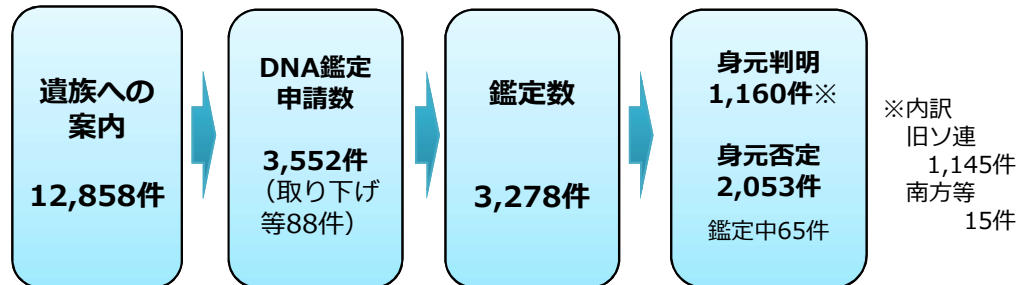


DNA鑑定

1. DNA鑑定の取組

- 平成15年度から、戦没者の遺骨を関係遺族へお返しするため、DNA鑑定を開始
- DNA鑑定の専門家で構成される「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、戦没者の遺骨と関係遺族に係る個別のDNA鑑定を実施
- 遺留品や埋葬者名簿等のDNA型情報以外の遺骨の身元を特定しうる情報と併せて、遺族を推定
- 平成29年度からは、DNA鑑定の対象となる遺骨について、歯に加えて、四肢骨も検体として採取（これまで、古い遺骨でも比較的DNA型情報の保存状態が良いとされる歯を検体として、DNA鑑定を実施）

2. DNA鑑定の実績（令和元年8月末現在）



〔検体の特殊性〕

- ・ 南方地域は、気候が高温多湿であるとともに、戦闘地域であったことから遺骨の保存状況が悪い。
- ・ 長期間経過した遺骨ではDNAの損壊が著しく、DNAが抽出できない場合や、抽出できても困難を伴い型判定できる領域が数力所に留まる場合がある。
- ・ 限られたDNA領域を基に鑑定を行うため、DNA鑑定の対象をあまり拡大すると、母集団も大きいことから血縁関係の識別の確からしさが同程度になる対象者が複数あらわれ、結果として、血縁関係を決定できない鑑定結果となることがある。

4 海外資料調査 ①

海外資料調査とは

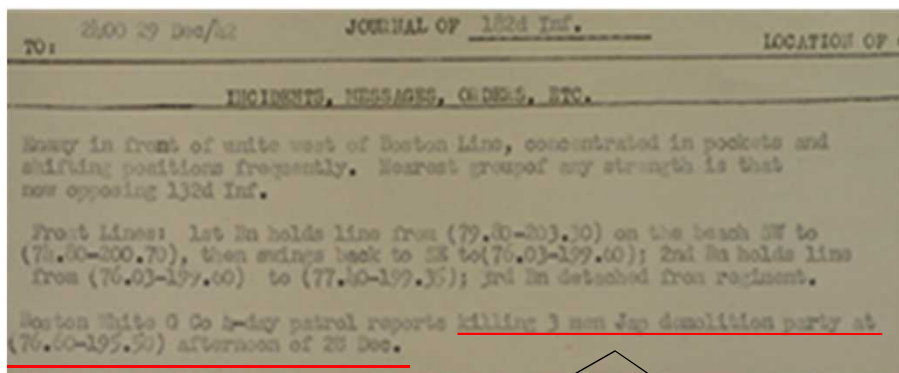
交戦国国立公文書館等に所蔵されている、交戦国陸海軍部隊等が作成した、第二次世界大戦中及び戦後直後の戦闘報告書、医療関係記録、捕虜関係記録、地図、写真、映像等から、日本人戦没者の埋葬等に関する記述を抽出・取得・分析することにより、有効な遺骨情報を収集する。

平成28年度及び29年度に以下の施設で資料調査を実施。資料の閲覧を行い有効情報（埋葬、戦没に関する情報）と参考情報（手掛かりとなる情報）の記述のあるページを撮影。

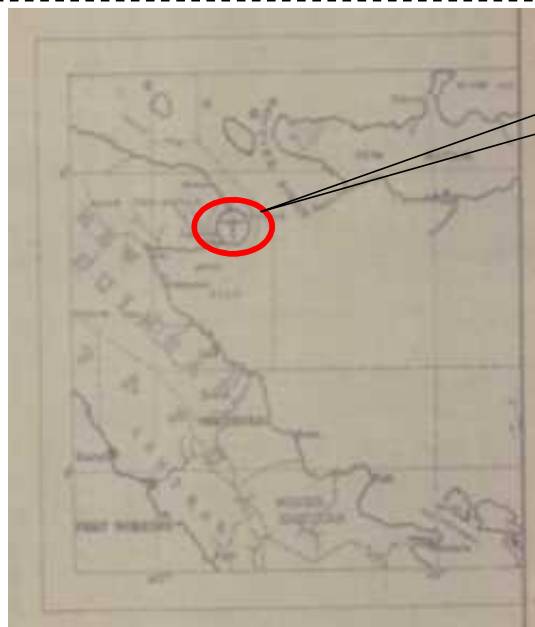
- アメリカ：国立公文書館、議会図書館（メリーランド州、ワシントン）
- オーストラリア：国立公文書館、戦争記念館、国立図書館（キャンベラ、メルボルン）
- イギリス：国立公文書館、帝国戦争博物館、大英図書館、国立陸軍博物館（ロンドン）
- ニュージーランド：国立公文書館、空軍資料館（ウェリントン、クライストチャーチ）

東部ニューギニア・フィンシュハーフェン地域における埋葬地の位置を示している。

↓ 資料実物（文章）



ソロモン諸島・ガダルカナル島において旧日本兵が亡くなった日時や場所を示していると思われる記述。



↑ 資料実物（地図）

↓ 米国国立公文書館外観

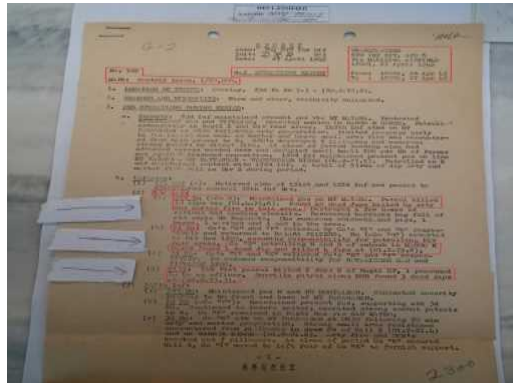


4 海外資料調査 ②

帰国後

取得した有効情報の精査、翻訳、整理、埋葬地点推定

【翻訳】



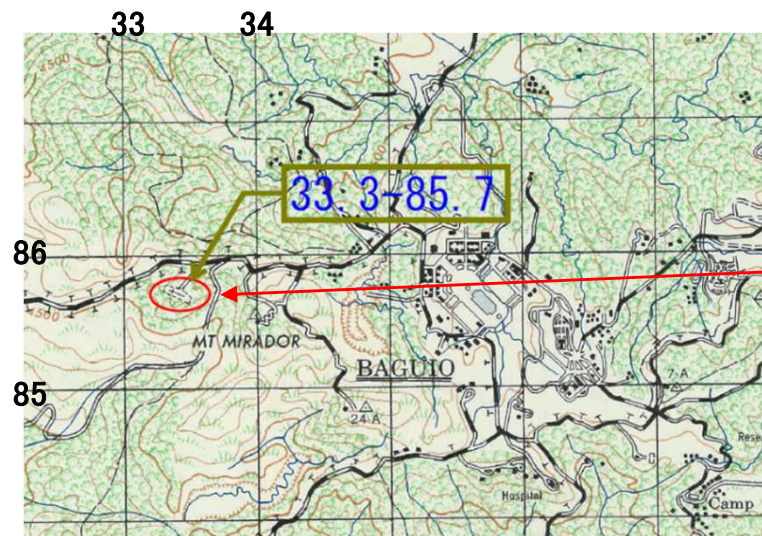
赤線の記述部分を翻訳

【整理】

No.	ファイル情報										S情報					翻訳		
	取得年度	施設名	レコードグループ	資料名	軍/軍団/師団/その他	シリアルNo.	画像No.	日付(年/月/日)	戦闘部隊名	戦闘地域	(国)州・島名	埋葬場所	グリッド地図 地図ファイル名縮尺		グリッド番号	埋葬人数	埋葬箇所数(墓)	内容(簡易翻訳)
1	H26	米国公文書館	RG407	337-2.3(24322)G-2 Journal File - 37th INF DIV 2801-2900(21-24 Apr 45)"8632"	第37歩兵師団	825	PA110071	1945.4.23	E中隊	フィリピン	ルソン島ベンゲット州	33.3-85.7			33.3-85.7	不明	不明	E中隊は4月23日の遅い時間、33.3-85.7地点の墓地付近の敵のポジションを攻撃し、日本兵45人を殺害した

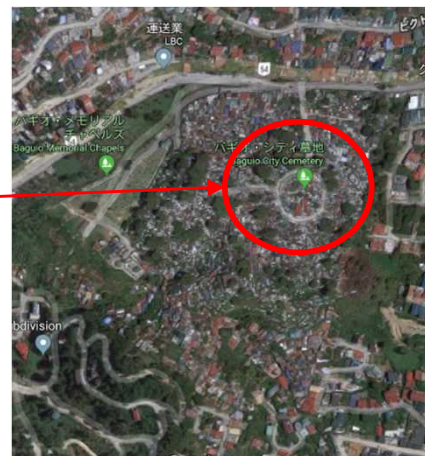
記述内容をエクセルで整理

【埋葬地点推定】



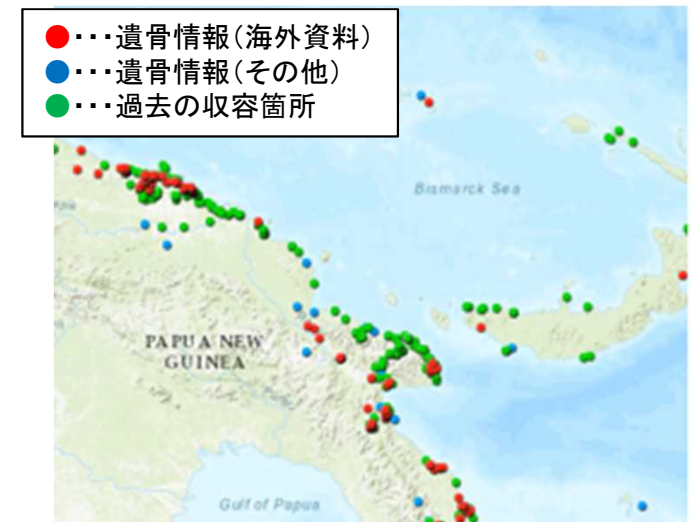
《グリッド地図》

グリッド番号等から対応するグリッド地図を探し埋葬地点を推定



《現在: Google》

【情報の可視化】



埋葬地点を推定した情報等を可視化

4 海外資料調査③

(3)GIS※を利用した情報の可視化

※GIS: Geographical Information System＝地理情報システム

海外資料調査で取得した情報、過去の遺骨収容実績及びその他の遺骨情報をGISを利用した地図上に表示し、厚生労働省と指定法人間で共有することで遺骨収集の推進を図っている。



(海外資料調査)

取得年度	施設名	シリーズNo.	コントロールシンボル	画像番号	日付	戦闘部隊名	埋葬場所	グリッド番号	埋葬人数	翻訳内容	戦域	備考
H28	豪州戦争記念館	AWM52	25. 3. 6. 9	page_02 page_11	1943. 9. 22	パプアニューギニア歩兵隊と第21旅団部隊	KAIAPIT CEMETARY カイアビット墓地	851900	50	日本兵の遺体は143名が数えられ、他の部隊によって埋葬された遺体が少なくとも50体あると見積もられた。	東部 ニューギニア	少なくとも10名の日本兵の将校と30名の下士官が殺害された。

(その他の遺骨情報)

情報内容			今後の対応	対応状況	補足情報	添付資料	記載者名
(国)・州・島名	遺骨発見場所	内容					
パプア ニューギニア	モロベ州 カイアビット	情報提供者から豪州軍による日本兵を埋葬した図面を入手。	H●●現地調査により確認する。	H●●細部を調査中	●●●	●●●	●●●

（１）戦没者の遺骨収集等事業の進捗状況

1 戦没者遺骨の収容状況

政府派遣による戦没者遺骨収容状況（令和元年8月末時点）

地 域	19年度まで	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年	合計 (単位：柱)
硫 黄 島	8,430	26	51	822	344	266	166	42	23	17	17	42	3	10,249
沖 縄※1	50,646	80	173	128	159	103	262	194	111	29	7	18		51,910
中部太平洋	59,318		58	26	588	219	45	62	51	87	124	96	249	60,923
タイ・マレーシア・シンガポール	2,171													2,171
ミャンマー	31,021				7			1	11	10	12	30		31,092
北ボルネオ	1,585													1,585
インドネシア(西イリアンを除く)	826		10						2					838
西イリアン	8,758	108	291	216		134	282	61						9,850
フィリピン	84,331	1,230	7,740	6,289		1	1	1	4					99,597
東部ニューギニア	17,059	112	415	214	171	98	202	272	147	112	91	42		18,935
ビスマルク・ソロモン諸島	26,853	148	102	165	280	298	1,433	650	508	326	457	494		31,714
インド	2,533				9						3			2,545
千島・樺太・アリューシャン	555	3		4		2	8	11	31	7	18	2		641
旧ソ連・モンゴル<抑留>	18,173	307	95	219	296	97	115	143	157	267	209	112	19	20,209
旧ソ連	16,672	307	95	219	296	97	115	143	157	267	209	112	19	18,708
モンゴル	1,501													1,501
中国東北地方（ノモンハンを含む）	1,101	24	30	14	129	4	5			20				1,327
中国本土	368													368
台湾・北朝鮮・韓国	674									1				675
ベトナム・カンボジア・ラオス	3													3
その他 ※2	184								1	1				186
地域不明 ※3	3					1	2		8	4	1			19
計 (柱)	314,592	2,038	8,965	8,097	1,983	1,223	2,521	1,437	1,054	881	939	836	271	344,837

※1 沖縄（平成30年度）については鑑定中のため暫定値であり、全体の合計に変更が生じる可能性がある

※2 その他は、ニューカレドニア、香港、オーストラリア、アメリカ

※3 地域不明区分の遺骨については、大使館等で受領した遺骨で収容した地域の情報がなくにより地域を特定できないもの

(参考)平成30年度派遣実績 ①

【平成30年度現地調査実施状況】

調査地域	派遣場所	派遣期間
【指定法人が実施】		
ミャンマー	ザガイン管区、シャン州	10.20～11.9(21日間)
	ザガイン管区	12.19～12.27(9日間)
	シャン州	1.21～2.3(14日間)
	マンダレー地方域	2.6～2.17(12日間)
パラオ諸島	ペリリュー島、アンガウル島	5.27～6.6(11日間)(注1)
	ペリリュー島、アンガウル島	7.12～7.26(15日間)(注1)
	ペリリュー島、アンガウル島	9.19～10.1(13日間)(注1)
	ペリリュー島、アンガウル島	3.3～3.13(11日間)(注1)
東部ニューギニア	オロ州	6.9～6.16(8日間)(注2)
	オロ州	7.14～7.25(12日間)(注2)
	東セピック州、サンダウン州	8.25～9.12(19日間)(注2)
	マダン州	11.24～12.6(13日間)(注2)
	モロベ州	12.8～12.20(13日間)(注2)
	モロベ州	1.12～1.27(16日間)(注2)
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島	6.16～6.27(12日間)
	ブーゲンビル島	7.21～8.9(20日間)(注2)
	ガダルカナル島、マライタ島	9.15～9.30(16日間)
	ガダルカナル島、チョイセル島、マサマサ島、ピエズ島	11.14～11.28(15日間)
	ブーゲンビル島	11.24～12.9(16日間)
	ブーゲンビル島	1.26～2.9(15日間)(注2)
	ブーゲンビル島	1.26～2.9(15日間)(注2)
インド	マニプール州、ナガランド州	10.14～10.30(17日間)(注3)
	マニプール州、ナガランド州	1.27～2.8(13日間)
マーシャル諸島	ウオツゼ島	11.4～11.16(13日間)
マリアナ諸島	テニアン島	6.6～6.25(20日間)
	グアム島	7.6～7.12(7日間)
	サイパン島	8.19～8.30(12日間)
	グアム島	10.1～10.11(11日間)
	サイパン島、テニアン島	1.21～1.24(4日間)
	テニアン島	3.17～3.28(12日間)

(参考)平成30年度派遣実績 ②

【平成30年度現地調査実施状況】

【厚生労働省が実施】		
旧ソ連	ハバロフスク地方	5.27～6.5(10日間)
	ザバイカル地方	5.29～6.10(13日間)
	クラスノヤルスク地方	6.10～6.19(10日間)
	ブリヤート共和国・イルクーツク州	6.24～7.5(12日間)
	アムール州	7.8～7.17(10日間)
	カザフスタン共和国	10.15～11.1(18日間)
フィリピン	ヌエバビスカヤ州、タルラク州	10.9～10.17(9日間) (注1)
	ブラカン州、リサール州、 サンバレス州、バターン州	1.23～1.30(8日間)
日本	鹿児島県西之表市馬毛島	10.30～11.2(4日間)

(注1)米国国立公文書館で得た情報をもとに現地調査を実施。

(注2)豪州戦争記念館で得た情報をもとに現地調査を実施。

(注3)英国国立公文書館で得た情報をもとに現地調査を実施。

(参考)平成30年度派遣実績 ③

【平成30年度遺骨収集実施状況】

地域名	派遣場所	派遣期間	収容柱数
日本	【沖縄県が実施】		
	沖縄		18(注1)
	【指定法人が実施】		
	硫黄島	6.26～7.11(16日間)	29
		11.27～12.12(16日間)	6
		1.29～2.14(17日間)	7
ミャンマー	シャン州、 マンダレー地方域	3.1～3.14(14日間)	30
パラオ諸島	ペリリュウ島、 アンガウル島	12.1～12.13(13日間)	45
トラック諸島	チューク州	10.30～11.8(10日間)	3
東部ニューギニア	オロ州、東セピック州、 マダン州、モロベ州	2.13～2.28(16日間)	42(注2)
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島	9.12～9.30(19日間)	88
	ブーゲンビル島、 ニューブリテン島	2.27～3.14(15日間)	406
旧ソ連	ハバロフスク地方	7.24～8.8(16日間)	43
	ザバイカル地方	7.23～8.8(17日間)	27
	クラスノヤルスク地方	8.7～8.22(16日間)	11
	ブリヤート共和国	8.7～8.22(16日間)	0
	ハバロフスク地方	8.28～9.12(16日間)	31
樺太(注3)	樺太	11.14～11.22(9日間)	2
マーシャル諸島	ウオッツェ島	2.20～3.7(16日間)	48
合計			836

(注1) 沖縄については現在柱数を鑑定中のため暫定値である。そのため全体の合計にも変更が生じる可能性がある。

(注2) 42柱のうち、3柱については豪州戦争記念館で得た情報をもとに現地調査を実施のうえ収容し、送還したもの。

(注3) 樺太は、ロシアの民間団体が収集した遺骨を受領するために派遣したもの。

2 DNA鑑定の実施状況 ①

令和元年8月末現在

処理年度	①判明	①の内訳			②否定	②の内訳			①+②	①+②の内訳	
		a 旧ソ連地域	b その他	b の内訳		a 旧ソ連地域	b その他	b の内訳		旧ソ連地域	その他
平成15年度	8	8	0		0	0	0		8	8	0
平成16年度	47	47	0		24	6	18	沖縄 17 ノモンハン 1	71	53	18
平成17年度	157	157	0		36	36	0		193	193	0
平成18年度	168	168	0		245	245	0		413	413	0
平成19年度	149	149	0		187	184	3	沖縄 3	336	333	3
平成20年度	145	145	0		71	68	3	沖縄 3	216	213	3
平成21年度	86	84	2	硫黄島 1 PNG 1	76	76	0		162	160	2
平成22年度	46	43	3	フィリピン 1 PNG 1 沖縄 1	60	60	0		106	103	3
平成23年度	30	30	0		15	11	4	沖縄 4	45	41	4
平成24年度	32	30	2	硫黄島 1 サイパン 1	65	59	6	硫黄島 2 沖縄 3 ソロモン 1	97	89	8
平成25年度	68	64	4	PNG 1 沖縄 3	126	110	16	沖縄 16	194	174	20
平成26年度	65	65	0		125	125	0		190	190	0
平成27年度	43	43	0		93	93	0		136	136	0
平成28年度	40	39	1	占守島 1	394	92	302	沖縄 301 サイパン 1	434	131	303
平成29年度	16	14	2	沖縄1・占守島1	50	34	16	沖縄16	66	48	18
平成30年度	49	49	0		444	94	350	沖縄350(4地域 分18、10地域分 332)	493	143	350
令和元年度	11	10	1	トラック 1	42	29	13	トラック 8 ツバル 5	53	39	14
総計	1,160	1,145	15		2,053	1,322	731		3,213	2,467	746

※○平成15年度～平成30年度までにDNA型を抽出した戦没者遺骨の検体数は9,346柱である。
○①判明の数はDNA鑑定の結果、身元が特定された申請者(御遺族)及び御遺骨の数であり、②否定は身元が特定されなかった申請者(御遺族)の数である。

2 DNA鑑定の実施状況 ②

<伝達数(令和元年8月末時点)>

	平成25年度まで	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	伝達数総計※
伝達数(柱)	1,343	68	41	41	20	50	5	1,568

※DNA鑑定以外により判明し、伝達した数を含む。

<千鳥ヶ淵戦没者墓苑納骨数(令和元年8月末時点)>

	平成25年度まで	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	納骨数総計※
納骨数(柱)	358,260	1,843	2,498	2,337	2,453	1,852	925	370,062

※納骨の後、遺族に引き渡した数を除く。

3 遺骨収集に必要な情報の収集・整理及び分析の概況 ①

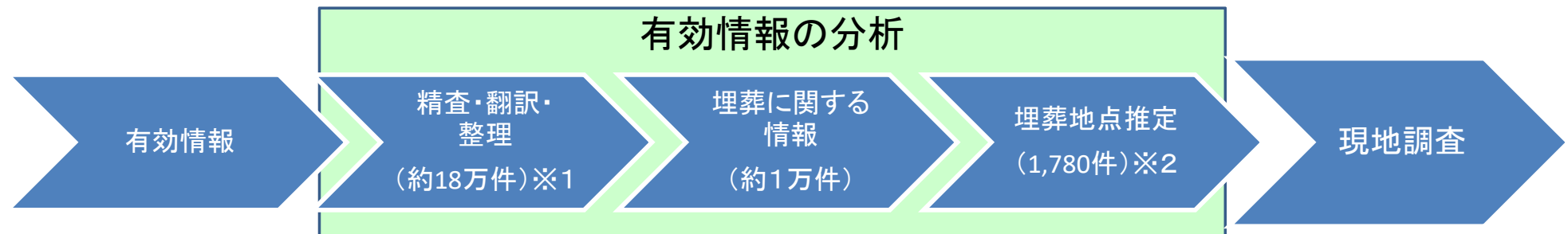
○各国の公文書館等における資料調査は概ね終了。今後は情報の分析、現地調査に重点。

(1) 各国の国立公文書館等における資料調査

	平成21～27年度		平成28年度		平成29年度		合 計			
	閲覧 ファイル数	取得 資料枚数	閲覧 ファイル数	取得 資料枚数	閲覧 ファイル数	取得 資料枚数	閲覧 ファイル数	取得 資料枚数	うち有効情報	うち参考情報
米国	24,235	86,330	8,798	24,002	7,680	52,594	40,713	162,926	100,811	62,115
豪州	6,208	38,116	4,505	19,317	633	2,863	11,346	60,296	24,471	35,825
英国	-	-	89	115	5,582	29,850	5,671	29,965	22,243	7,722
NZ	1,044	1,830	-	-	885	501	1,929	2,331	904	1,427
合計	31,487	126,276	13,392	43,434	14,780	85,808	59,659	255,518	148,429	107,089

有効情報：埋葬、戦没に関する情報
参考情報：その他手掛かりとなる情報

(2) 有効情報活用の流れ（令和元年8月末現在）



※1 1枚の資料中、複数の情報が含まれていることがあるため、枚数と件数は一致しない。

※2 有効情報のうち、埋葬地点に関する記述を含む情報を抽出・分析し、その地点を推定する。
なお、平成31年3月末時点の埋葬地点推定件数は1,695件である。

3 遺骨収集に必要な情報の収集・整理及び分析の概況 ②

○有効情報の分析の結果推定された埋葬地点(戦域ごと)は以下のとおり。

※情報(場所や被埋葬者の人数等)の詳しさの程度は様々。過去に収容を行った場所と重なる可能性もある。

令和元年8月末現在

戦域	埋葬地点推定
フィリピン	625
マリアナ諸島	71
パラオ諸島	8
マーシャル・ギルバート諸島	7
東部ニューギニア	365
ビスマーク・ソロモン諸島	284
インドネシア	62
西イリアン	50
北ボルネオ	9
ミャンマー	82
インド	35
オーストラリア	3
沖縄	177
その他	2
計	1,780

4 海外資料調査で得た資料により調査を実施した事例

平成30年度東部ニューギニア遺骨収集派遣(オロ州エオラクリーク)

派遣期間:平成31年2月15日～2月19日(5日間)※オロ州エオラクリーク地区の調査部分のみ

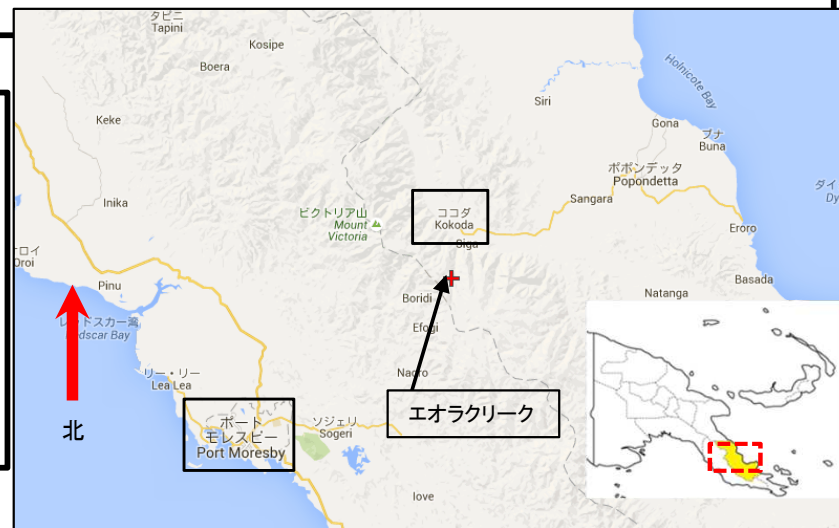
派遣団員:2名、厚労省職員1名(遺骨鑑定人) ※この他にパプアニューギニア国立博物館職員、考古学者同行

※ 遺骨収集団全体では2月13日から2月28日までの16日間、総勢23名で構成(厚生労働省職員含む)。遺骨収集団は現地に着後、3班に分派。1班はオロ州バゴウ村及び東セピック州、2班はマダン州及びモロベ州、3班はオロ州エオラクリークにて遺骨収集を実施。3班は急峻な山岳地帯のため、現地のエオラまでは、ポートモレスビーからヘリコプターを往復利用。また、現地のエオラでは宿泊施設がないためテントを設営。

戦闘経過

○1942(昭和17)年、日本軍南海支隊は、陸路にてポートモレスビーを攻略するため、ココダからスタンレー山脈を越えてポートモレスビーを目指した。一時はポートモレスビーまで約50kmのイオリバイワまで到着したが、ガダルカナル島方面の戦局の悪化に伴い、ココダ方面に退却を命じられた。

○10月28日の退却日時点、エオラクリークにおいては、歩兵第144連隊の3個大隊と歩兵第41連隊第2大隊が陣地を構築していた。「戦史叢書」等では、退却日当日、エオラクリーク上部稜線上に陣地を置いていた歩兵第144連隊第3大隊(桑田部隊)陣地が豪軍の攻撃を受け、退却に遅れた。



調査の根拠情報(平成27年度取得:豪州戦争記念館所蔵資料)

オーストラリア戦争記念館ウェブサイト公式戦史Chapter 9 - Eora Creek p.303

28-29 Oct DEFENCES OVERBURN 303

We called into them firing from the high (said Lieutenant MacDougal afterwards). The forward section were knocked out, but the men went on steadily, advancing from tree to tree until we were right through their outlying posts and into the centre. Suddenly they turned and ran out. They dropped their weapons and scrambled through the thick bush down the slope, sometimes like frightened animals. In a minute or two the survivors had disappeared from the scene. We hurried well over 50 Japs next morning, though our own casualties were fairly light and most had been killed. The Japanese didn't disappear from the scene. Some of the dead Japanese were wearing Australian wrist watches. Before this Eora Creek fight the men had been saying that the Japanese wouldn't run. Eora Creek proved that they would.

During the action Corporal Pett, "five feet of dynamite" as a diarist described him, distinguished himself by knocking out four machine-gun posts single-handed.

Hutchinson's men had leisure time to examine the positions which had held them up for so long. These were based on a sort of central keep about 300 yards across. Radiating from this central position in four or five directions were outlying machine-gun posts. Although the Japanese showed no interest in locating themselves on the only water to be found on the ridge had increased considerably the physical discomfort of the Australians during the preceding days, it had not represented all profit for the defence. For the first time in their struggle against the 16th Brigade the Japanese had not occupied the highest ground in the area and this had finally allowed Hutchinson to get above them, an important factor in his final success. Obviously they had been in this position for a considerable time and, in a storehouse which it contained, the Australians found equipment of all kinds including machine-guns, mortars, a wireless set and information papers. A physical check on the morning after the battle revealed 69 dead bodies and there were certainly others which remained unaccounted for and unaccounted. The day cost the 2/3rd Battalion 11 men killed and 31 wounded.

The turning of the Japanese right flank by the 2/3rd Battalion meant the end of the Japanese resistance at Eora Creek. On the morning of the 29th patrols of the 2/1st Battalion found the defences down and they walked unopposed into the positions before which they had spent themselves so bitterly for almost a week. The battalion then took up the pursuit along the track with the 2/3rd moving on their left and the 2/2nd in rear. There would be no more fighting for either the 16th or 2/1st Brigades during the last three days of October, but that which they had already done was only a prelude to days of blood and battles which lay ahead.

The Japanese, although beaten in the mountains, were making for their base on the north coast and they could be expected to fight stubbornly there. By the time General Horii reached Ioribwa he was at the end of his resources and his thin supply line across the range could no longer support him.

THE 16th BATTALION, 2/1st BRIGADE, 1942. CARR: OF AITHRA, NSW; G. GARDINER, NSW, 27. THE 16th BATTALION, 2/1st BRIGADE, 1942. CARR: OF AITHRA, NSW; G. GARDINER, NSW, 27.

© The Australian War Memorial, Canberra, Australia

(1942年)10月28日～29日

上段の訳

マックドゥーガル中尉の回顧

「日本兵は自らの武器を捨て、斜面の厚い灌木に足をとられ、驚いた動物のようにうめき声をあげた。1分か2分の間に生存者は灌木の中に消えた。我々は次の朝(訳者注:29日のこと)に50名を優に越える日本人を埋めた。しかし我々の損害は非常に少なく、灌木の中には他の日本人死者もあつたに違いないが、我々は見つけることができなかった。」

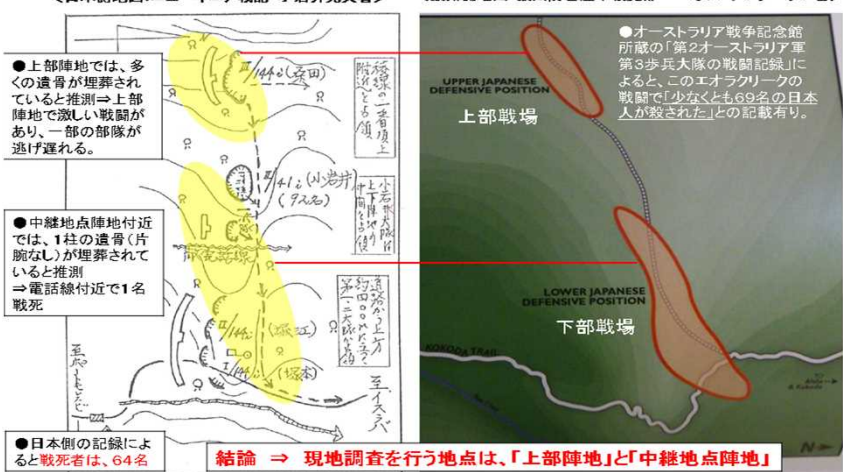
下段の訳

「明らかに日本兵はこの陣地に非常に長い期間おり、オーストラリア兵が発見した貯蔵庫内には、機関銃、迫撃砲、無線機セットを含む全ての装備及び有益な情報資料が存在した。戦闘の翌朝に現場の調査をした結果、69名の死体を発見した。そして未発見のままのその他の遺体が残されているのは確かだった。その日、第2オーストラリア軍第3大隊は11名を失い、31名の戦傷者を出した。」

○エオラクリークでの戦闘における日本側と豪州側が保有する情報の比較

<日本側地図:ニューギニア戦記 小岩井光夫著>

<豪州側地図:豪州国防省陸軍戦史部 ニコラス・アンダーソン著>



5 戦没者慰霊事業に関する活動状況(厚生労働省)

(第2回有識者会議以降、令和元年9月末まで)

年	月	行事
平成30年	10月	「第25回戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」の開催
	12月	「第26回戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」の開催
平成31年	2月	「第27回戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」の開催
	3月	「第28回戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」の開催
令和元年	5月	千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式 (普及啓発として慰霊事業に関するポスターの掲示、リーフレットの配布を実施)
		「第1回戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」の開催
		参議院厚生労働委員会において、厚生労働大臣より、平成30年度の戦没者の遺骨収集事業の実施状況等について報告
	6月	「強制抑留の実態調査等に関する取組状況(平成30年度)」について報道発表
	7月	「第29回戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」の開催
		「第2回戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」の開催 「第3回戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」の開催 「第4回戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」の開催
	8月	全国戦没者追悼式
		子ども霞ヶ関見学デー (普及啓発として慰霊事業に関するポスターの掲示)
		「戦没者慰霊事業の実施状況」について報道発表
	9月	鑑定調整室立ち上げ
		「第30回戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」の開催

6 (一社)日本戦没者遺骨収集推進協会の活動状況①

(第2回有識者会議以降、令和元年9月末まで)

年	月	行事
平成31年	3月	第13回定時理事会開催 新たに「隊友会」が社員団体として加わり、法人の構成団体は12団体→13団体となった。
令和元年	6月	第6回定時社員総会開催 第14回定時理事会開催

● 遺骨情報の提供を呼びかける広告を新聞(現地紙)へ掲載した地域

1. ソロモン諸島(1紙2回掲載)
2. グアム(2紙8回掲載)

The Japanese Government is Searching for the Remains of Japanese War Casualties During WWII

Japan Association for Recovery and Repatriation of War Casualties (hereinafter referred to as JARRWC) was established on July 1, 2016 for the purpose of facilitating the repatriation of the remains of Japanese war casualties, contribute to promote understanding of recovery of the remains in foreign countries and international good will. JARRWC was appointed by the Japanese Ministry of Health, Labour and Welfare on August 19, 2016, as the only designated corporation to conduct recovery and repatriation of the remains.

The Japanese Government has been recovering the remains of the war casualties since 1952, based on the information contributed by the war veterans and local government agencies where the war was fought and holding memorial services in Japan. However, more than 70 years have passed since the end of war, it is being more and more difficult to find the remains for the decreasing amount of information of the remains.

Under such circumstances, JARRWC decided to take necessary measures for actively gathering information of the remains of the war casualties taken in the Solomon Islands from 2017.

We do not aim at collection of anything else but the remains, which the Japanese Government and JARRWC continuously receive the strong request from the war bereaved families, based on Japanese peculiar customs that "We should hold a memorial service for the dead's soul by returning the remains to their family."

If you have any information on the discovery of the remains of Japanese war casualties (e.g. discovered when rebuilding your house or excavating the land) or if you have any eyewitness information on cases or burial sites, please contact the Japanese Embassy or JARRWC.

In case of discovering the remains which seem to be Japanese, we would like to ask you to simply inform their status without touching the remains, since the remains need to go through anthropological analysis.

We will be grateful for your continuous support and understanding of this humanitarian effort by Japanese Government and JARRWC.

[CONTACT]
◇Embassy of Japan in Solomon
 4th Floor, Point Cruz Arcade Building, Hibiscus Avenue,
 Point Cruz, Honiara, Solomon Islands
 ・Tel: (677) 22553/23441/21073
 ・Fax: (677) 21066
◇Japan Association for Recovery and Repatriation of War Casualties (JARRWC)
 ・Tel: (+81) 3-3581-2755
 ・Fax: (+81) 3-3206-1380
 ・E-mail: jarrwc@jarrwc.or.jp

Any information of the remains are highly appreciated!

ソロモン諸島

The Japanese Government is Searching for the Remains of Japanese War Casualties During WWII

Any information of the remains are highly appreciated

When we review the documents during World War II in Guam, overseas shall be overlooked by the scale of the damage it has inflicted upon all those involved. Especially, as we can ever forget the tremendous sacrifice borne upon the local Chamorro people during the Japanese military rule and during the battle between Japan and the United States. The casualties that the Japanese side had in pay was also extreme, being about 20,000 lives as a consequence of the fierce combat and the starvation that followed until the end of the war, of these approximately 19,500 remains have not been repatriated to their homeland.

Japan Association for Recovery and Repatriation of War Casualties (JARRWC), under the initiative of the Government of Japan and the Japanese Government, aim to repatriate the substantial remains of Japanese war casualties. It is also the wish of the war bereaved family and nation for the Japanese Government and people who have return.

If you have any information of the remains of Japanese war casualties, please do get touch us through the agreed area and the website, but contact the Department of Parks and Recreation, Guam Honiara Recovery Division at 478-6335 or 478-6337 or email: jarrwc@jarrwc.or.jp

[Competent Institution]
Japan Association for Recovery and Repatriation of War Casualties (JARRWC)
 ・Suite 604, ITC Building
 890 South Marine Corps Drive
 Tamuning, Guam 96913 U.S.A.
 ・Tel: (+81) 3-3581-2755
 ・Fax: (+81) 3-3206-1380
 ・E-mail: jarrwc@jarrwc.or.jp
JARRWC in Guam
 P.O. Box 4559 Hagatna, Guam 96932 U.S.A.
 ・Tel: 788-5867
 ・E-mail: tahaan.gloria@gmail.com

グアム

● 現地調査時にパンフレット、ポスターにより遺骨収集事業の広報活動を実施した地域

1. 東部ニューギニア
2. ビスマーク・ソロモン諸島
3. 北マリアナ諸島
4. ミャンマー
5. インド
6. マーシャル諸島

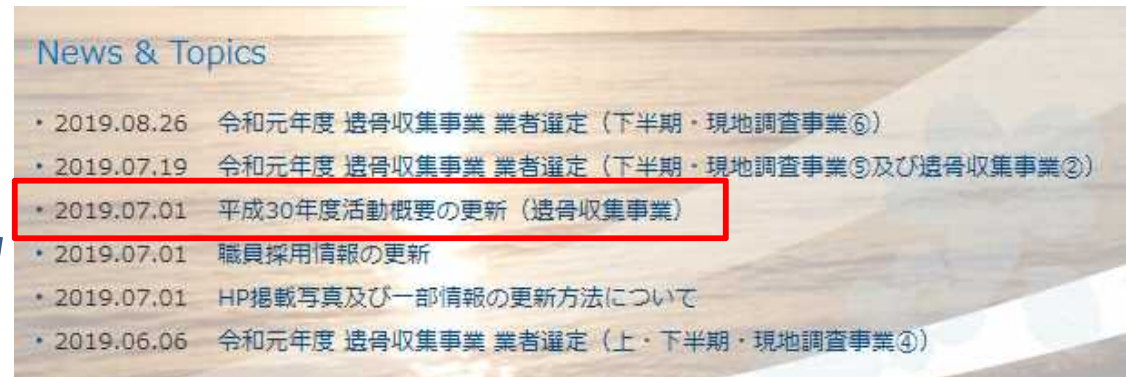
6 (一社)日本戦没者遺骨収集推進協会の活動状況②

(第2回有識者会議以降、令和元年9月末まで)

●生還者等への聞き取り調査の実施

令和元年6～9月までに2回実施(新潟県、栃木県インパール作戦生還者)

●ホームページでの事業活動の報告



（２）各地域の取組状況

各地域の取組状況 ①

1 遺骨収集を推進する地域

＜※未収容遺骨には、海没等で収容困難な遺骨を含む＞

地域	統計・実績 (令和元年8月末時点)	現状・課題	今後の予定
沖縄	・戦没者概数 188,100人 ・収容遺骨数 187,410柱 ※平成30年度分は鑑定中のため暫定値であり、今後変動の可能性有り。 ・未収容遺骨概数 90柱	・地表で発見された遺骨の収容・情報収集は沖縄県へ委託して実施。 ・現在、海外資料調査により取得した情報（190件）を保有。 ・当該情報について現地調査を要する情報の精査中。そのうち整理済み情報（51件）を沖縄県と共有。現地調査を依頼。 ・米軍基地内での調査・収集は米側との協議が必要。	令和元年度は、引き続き、沖縄県と協力して保有している情報について、現地調査を強化。
東京都小笠原村硫黄島	・戦没者概数 21,900人 ・収容遺骨数 10,460柱 ・未収容遺骨概数 11,440柱	・関係省庁会議で決定された「基本的方針」に基づき、計画的に掘削・遺骨収容を実施。 ・滑走路地区では、これまでのレーダ探査(地下10mまでの範囲)により確認された、①壕3か所の掘削・再確認、②反応箇所1798か所の掘削を実施。 ・地下10m超の深さにおける壕の有無や位置についての更なる探索が必要。 ・令和元年度は7月23日から8月7日まで遺骨収集団を派遣。（3柱収容）	令和元年度は左記を踏まえ、 ・滑走路地区の地下壕について、①新たに開発した地中探査レーダにより地下15m程度まで、②面的なボーリング調査により地下20m程度までの壕の探査を行う。 ・滑走路地区周辺の壕について、構造の解析を行い、閉塞地点の先に該当する地上部分でボーリング調査等を行う。 ・滑走路地区周辺以外の地下壕についても、洗い出し、壕の解析等を進める。 ・9月、11月、1月の約2週間、遺骨収集団を派遣予定。

各地域の取組状況 ②

地域	統計・実績 (令和元年8月末時点)	現状・課題	今後の予定
ミャンマー	・戦没者概数 137,000人 ・収容遺骨数 91,460柱 ・未収容遺骨概数 45,540柱	・現地調査等及び海外資料調査により取得した情報(467件)を保有。 ・当該情報については、現地調査を要する情報の精査中。 ・平成30年度は3月1日から3月14日までの間遺骨収集を実施し、30柱を送還。	・令和元年度は、現地調査において保有遺骨情報の確認を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取り組み、遺骨収集の促進を図る。
マリアナ諸島 ・グアム ・サイパン ・テニアン	(グアム島) ・戦没者概数 20,000人 ・収容遺骨概数 520柱 ・未収容遺骨概数 19,480柱 (サイパン島) ・戦没者概数 55,300人 ・収容遺骨概数 29,230柱 ・未収容遺骨概数 26,070柱 (テニアン島) ・戦没者概数 15,500人 ・収容遺骨概数 10,500柱 ・未収容遺骨概数 5,000柱	・マリアナ諸島全体で、現地調査及び海外資料調査により取得した情報(684件)を保有。 ・海外資料調査による情報については、現地調査を要する情報の精査中。 ・平成30年7月、推進協会がグアム歴史保存局と覚書締結。 ・令和元年7月、グアム島内の3地区において収容した計13柱の遺骨について、グアム歴史保存局から受領。	・令和元年度は、現地調査において保有遺骨情報の確認を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取り組み遺骨収集の促進を図る。
ギルバート諸島 ・マキン ・タラワ	・戦没者概数 5,500人 ・収容遺骨概数 250柱 ・未収容遺骨概数 5,250柱	・現在在外公館等からの情報(13件)を保有。 ・米国側NGO団体が収容した遺骨を、現地に保管。米国側に、当該遺骨の鑑定書の提供を依頼中。	・令和元年度は、米国側の鑑定結果が得られた場合は、遺骨を送還予定。 ・現地調査による遺骨情報の収集に取り組み、遺骨収集の促進を図る。 ・米国から受領した検体について、身元特定のためのDNA鑑定の実施に向け、遺族への呼びかけを開始。

各地域の取組状況 ③

地域	統計・実績 (令和元年8月末時点)	現状・課題	今後の予定
パラオ諸島 ・ペリリュー ・アンガウル	・戦没者概数 16,200人 ・収容遺骨概数 9,200柱 ・未収容遺骨概数 7,000柱	・現在、パラオ諸島での現地調査及び海外資料調査により取得した情報（157件）を保有。 ・海外資料調査による情報については、アンガウル島集団埋葬地の場所を特定し遺骨収集を実施中。	・令和元年度は、現地調査において保有遺骨情報の確認を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取組み、遺骨収集の促進を図る。 ・また、アンガウル島集団埋葬地の遺骨収集を重点的に取り組む。
トラック諸島	(トラック諸島) ・戦没者概数 5,900人 ・収容遺骨概数 4,100柱 ・未収容遺骨概数 1,800柱 (ウォーレイアイ(メレヨン)環礁) ・戦没者概数 4,900人 ・収容遺骨概数 3,050柱 ・未収容遺骨概数 1,850柱	・トラック諸島全体で、水曜島(チューク州トル島)で1箇所の埋葬地情報を保有。 ・平成30年7月、職員を現地に派遣し地権者と協議を行ったものの合意には至らず、現在ミクロネシア連邦政府が地権者と調整中。 ・平成30年11月、トラック諸島環礁内の沈没艦船内から3柱の遺骨を収容。	・トラック諸島水曜島(チューク州トル島)の未収容の遺骨について、引き続き相手国政府並びに地権者との協議を行い合意が得られ次第遺骨収集を実施。
東部ニューギニア	・戦没者概数 127,600人 ・収容遺骨概数 51,410人 ・未収容遺骨概数 76,190柱	・現地調査及び海外資料調査により取得した情報（522件）を保有。 ・海外資料調査による情報については、現地調査を要する情報の精査中。 ・そのうち、豪州国立公文書館から取得した確度の高い情報(オロ州エオラクリーク地区)について、2度にわたる現地調査により旧日本軍塹壕跡275箇所を確認し、平成31年2月の遺骨収集では推定1柱の遺骨を収容。(収容した遺骨はパプアニューギニア国立博物館にて保管)	・令和元年度は、現地調査において保有遺骨情報の確認を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取組み、遺骨収集の促進を図る。 ・エオラクリーク地区については、引き続き、旧日本軍塹壕跡の遺骨収集を行う。また、収容済の遺骨については、日本とパプアニューギニア双方の人類学者による法医学共同鑑定を実施予定。

各地域の取組状況 ④

地域	統計・実績 (令和元年8月末時点)	現状・課題	今後の予定
ビスマーク・ソロモン諸島 ・ブーゲンビル島 ・ガタルカナル島	・戦没者概数 118,700人 ・収容遺骨概 60,950柱 ・未収容遺骨概数 57,750柱	・現地調査及び海外資料調査により取得した情報（511件）を保有。 ・海外資料調査による情報については、現地調査を要する情報の精査中。 ・そのうち、現在、豪州国立公文書館から取得した確度の高い埋葬地情報（ブーゲンビル島スラターズノール地区、タロキナ地区）は現在取組中。	・令和元年度は、現地調査において保有遺骨情報の確認を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取組み、遺骨収集の促進を図る。 ・スラターズノール地区は現地関係者との調整終了次第、遺骨収集を実施、タロキナ地区については、引き続き、遺骨収集を実施する。
インド	・戦没者概数 30,000人 ・収容遺骨数 19,950柱 ・未収容遺骨概数 10,050柱	・現地調査等及び海外資料調査により取得した情報（283件）を保有。 ・そのうち、平成30年度はマニプール州及びナガランド州において現地調査を実施。	・令和元年度は、現地調査において保有遺骨情報の確認を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取組み、遺骨収集の促進を図る。
北ボルネオ	・戦没者概数 12,000人 ・収容遺骨数 6,910柱 ・未収容遺骨概数 5,090柱	・海外資料調査により取得した情報（9件）を保有。 ・これまでに昭和31年度から昭和58年度まで4回実施し、1,585柱を収容し送還。	・今後は、各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査を実施。

各地域の取組状況 ⑤

地域	統計・実績 (令和元年8月末時点)	現状・課題	今後の予定
旧ソ連（ウズベキスタンを除く）	・戦没者概数 53,000人 ・収容遺骨概数 18,710柱 ・未収容遺骨概数 34,290柱	・ロシア政府から提供された情報で収容可能な埋葬地及び現地調査が必要な埋葬地情報（61か所）を保有。 ・未確認の埋葬地について、引き続きロシア側に資料の提供を求める。 ・日本側資料等に基づき、現在、未確認の埋葬地に係る資料や情報の収集を実施。 ・令和元年度は、5地域等において埋葬地調査を実施。 （①ハバロフスク地方、②ザバイカル地方、③イルクーツク州、④ブリヤート共和国、⑤カザフスタン共和国） ・同様に、4地域等において遺骨収容を実施し、8月末時点で19柱を送還。 （①ハバロフスク地方、②ザバイカル地方、③イルクーツク州、④カザフスタン共和国） ・「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、過去に収容した埋葬地（9事例）について、日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された。	・今後は、保有情報に基づき、可能な限り埋葬地調査を行うとともに、収容可能な埋葬地について順次収容を実施。 ・日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地については、今後確認・検証作業を進める。
モンゴル	（モンゴル抑留中死亡者） ・戦没者概数 1,700人 ・収容遺骨概数 1,500柱 ・未収容遺骨概数 200柱 ※ ノモンハン地域の戦没者遺骨は、抑留中死亡者と区別して、中国東北部（ノモンハンを含む）における遺骨収容として整理している。	・一部の埋葬地を除き概了。 ・民間団体等から寄せられた未確認の埋葬地に関する情報（1か所）を保有。（バローンハラー埋葬地）	・今後は、保有情報に基づき、埋葬地調査を行い、収容可能な埋葬地について収容を実施。

各地域の取組状況 ⑥

地域	統計・実績 (令和元年8月末時点)	現状・課題	今後の予定
樺太・千島	・戦没者概数 24,400人 ・収容遺骨概数 1,800柱 ・未収容遺骨概数 22,600柱 ※ いずれもアリューシャン列島の戦没者を含む。	・樺太について、民間団体等から寄せられた情報（2件）を保有。 ・近年はロシア側が50度線の旧国境付近や占守島で収容した日本人戦没者の遺骨を受領。	・今年度もロシア側で遺骨収集を行う予定であるという情報があることから、日本人戦没者遺骨の引渡連絡があった場合は速やかに遺骨を受領。 (令和元年11月中旬：樺太遺骨収集)
タイ・マレーシア・シンガポール	・戦没者概数 21,000人 ・収容遺骨数 20,200柱 ・未収容遺骨概数 800柱	・保有情報はなし。 ・各地域での政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。 ①タイ 昭和52年度から平成16年度まで12回実施し、1,980柱を収容。 ②マレーシア 昭和47年度に29柱を収容。 ③シンガポール 昭和29年度に162柱を収容。	・今後は、各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。
ベトナム・カンボジア・ラオス	・戦没者概数 12,400人 ・収容遺骨数 6,900柱 ・未収容遺骨概数 5,500柱	・保有情報はなし。 ・ベトナム 平成15年度に3柱を受領。	・今後は、各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。

各地域の取組状況 ⑦

地域	統計・実績 (令和元年8月末時点)	現状・課題	今後の予定
韓国・台湾	(韓国) ・戦没者概数 18,900人 ・収容遺骨概数 12,400柱 ・未収容遺骨概数 6,500柱 (台湾) ・戦没者概数 41,900人 ・収容遺骨概数 26,300柱 ・未収容遺骨概数 15,600柱 ※) 戦没者概数は、海没者約22,000人(韓国約6,500人、台湾約15,500人)を含む。	・保有情報はなし。 ・政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。 ①韓国 昭和45年度から平成28年度まで5回実施し、433柱を収容。 ②台湾 昭和50年度に交流協会に委託し242柱を収容。	・今後は、在外公館等により確度の高い遺骨に関する情報を得られた場合は、現地調査・遺骨収集を実施。

各地域の取組状況 ⑧

2 戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域

地域	統計・実績 (令和元年8月末時点)	現状・課題	今後の予定
フィリピン	・戦没者概数 518,000人 ・収容遺骨数 148,530柱 ・未収容遺骨概数 369,470柱	・これまでの現地調査等及び海外資料調査により取得した情報(650件)を保有。 ・海外資料調査による情報については、現地調査を要する情報の精査中。 ・フィリピン国内における戦没者の遺骨収集を再開するため、フィリピン政府との間で協議を進めてきたが、平成30年5月8日に厚生労働省とフィリピン政府との間で、遺骨収集に係る協力覚書が取り交わされた。この協力覚書に基づき、同年10月に、旧日本兵のものと思われる遺留品と一緒に発見されフィリピン国内に保管されていた遺骨の調査を再開し、採取した検体について日本側で祖先集団(人種)特定のためのDNA鑑定を行い、この結果を踏まえ、フィリピンの関係機関と遺骨が旧日本兵のものであると決定できるかについて協議を行っている。 ・フィリピン国立博物館に保管中の遺骨は、覚書の協議に併行して、フィリピン側の協力を得て遺骨の鑑定を実施中。	・協力覚書に基づき、派遣の日程や場所、作業手順、必要な許可等について、厚生労働省とフィリピン政府関係機関で構成される計画会議での決定に基づき、現地調査を実施し、できるだけ早く遺骨を日本に送還する。
中国本土、 中国東北部 (ノモンハンを含む)	(中国本土) ・戦没者概数 465,700人 ・収容遺骨概数 438,470柱 ・未収容遺骨概数 27,230柱 (中国東北部) ※ノモンハンを含む ・戦没者概数 245,400人 ・収容遺骨概数 39,330柱 ・未収容遺骨概数 206,070柱	(中国本土及び東北部) ・在外公館及び民間団体等から寄せられた情報(12件)を保有。 ・中国国内の国民感情を理由に、中国当局からの許可が下りないことから、遺骨収容は実施できていない。 (ノモンハン<モンゴル側>) ・平成16年度から28年度までに遺骨収集を11回実施し、合計284柱のご遺骨を送還。	(中国本土及び東北部) ・引き続き、外務省と連携し、機会を捉えて遺骨収容の実施に向けて働きかける。 (ノモンハン<モンゴル側>) ・新たな遺骨情報があつた場合に適切に対応する。

各地域の取組状況 ⑨

地域	統計・実績 (令和元年8月末時点)	現状・課題	今後の予定
インドネシア (西イリアンを含む)	・戦没者概数 84,400人 ・収容遺骨数 44,460柱 ・未収容遺骨概数 39,940柱	・現地調査等及び海外資料調査により取得した情報(199件)保有。 ・海外資料調査による情報については、現地調査を要する情報の精査中。 ・西イリアンにおける戦没者の遺骨収集を再開するための協定については本年6月ジャカルタにおいて駐インドネシア日本国大使とインドネシア教育文科省文化総局長との間で署名が行われた。	・協定に基づき、派遣の日程や場所を含む年次活動計画等をインドネシア政府へ提出しており、今後、日本政府とインドネシア共和国関係機関による調整会議を実施し、今年度内の事業の再開を目指す。
マーシャル諸島 ・クエゼリン島 (米軍基地内) ・ミリ環礁	・戦没者概数 19,200人 ・収容遺骨概数 3,000柱 ・未収容遺骨概数 16,200柱	・在外公館及び海外資料調査から取得した情報(26件)を保有。 ・海外資料調査による情報については、現地調査を要する情報の精査中。 ・クエゼリン島での集団埋葬地に関しては、踏査による現地調査が必要があるが、同島(米軍基地)の立ち入り及び調査に係る米軍側の許可取得が必要。 ・在外公館から提供されたウオッゼ島の遺骨情報については、平成30年11月に現地調査を実施し遺骨を現認、31年2月に48柱を収容し日本に送還。	・クエゼリン島については、米軍基地内の遺骨埋葬場所が絞り込めた場合は、米国側と基地内での調査実施に向けた協議を行う。 ・令和元年度は、ウオッゼ島の遺骨情報を中心に遺骨収集の促進を図る。
ウズベキスタン	・戦没者数 812人 ・収容遺骨数 0柱 ・未収容遺骨数 812柱	・ウズベキスタン国内に15か所の埋葬地情報を保有。 ・宗教上の理由により、ウズベキスタン国内での遺骨収集の許可が得られない。	・引き続き、外務省とも連携し、機会を捉えて遺骨収集の実現に向けた働きかけを行う。
バングラデシュ	保有している統計なし	・英連邦戦没者委員会が管理する墓地に、現地の捕虜収容所で死亡した旧日本兵が埋葬されているとの情報(2か所)を保有。 ・相手国からは、同墓地での遺骨収集に協力する旨の回答を得ているが、平成28年7月のダッカ襲撃テロ事件以降、治安状況の悪化により、派遣を見合わせている。	・今後は、外務省等関係行政機関と連携し、治安情勢を踏まえて遺骨収集を実施。

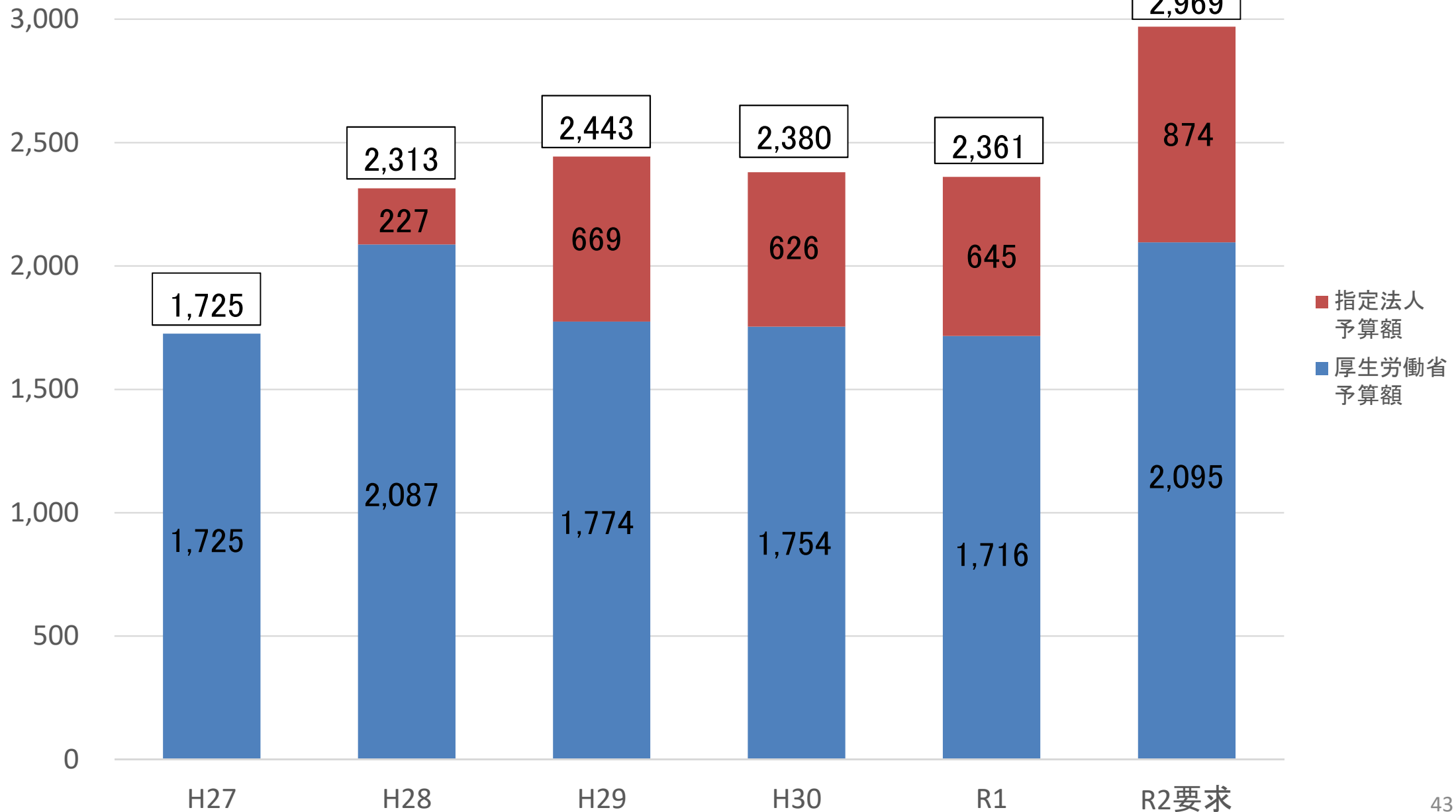
各地域の取組状況 ⑩

地域	統計・実績 (令和元年8月末時点)	現状・課題	今後の予定
アリューシャン列島（アッツ島）	・戦没者概数 2,600人 ・収容遺骨数 320柱 ・未収容遺骨概数 2,280柱	・現地調査等により未確認墓地の情報（4か所）を保有。 ・アッツ島全体が平成21年に環境保護区に指定。現在は無人島のため、現地調査・遺骨収集の実施までに、①現状把握、②環境影響評価、道路等のインフラ整備が必要。（米国側からの連絡） ・加えて、厳しい気象条件（極寒地、濃霧等天候不順）、地理的条件（宿泊施設等の修繕、人員や食事等の確保など）への対応が必要であるため、現地調査等を行うための環境整備には数年を要する。	・外務省等関係行政機関と連携し、米国側と引き続き環境影響評価を含む遺骨収集等の実施のための協議を継続。（来年度、現状把握のための事前調査をアッツ島で実施することについて、米国側と協議中。）
北朝鮮	・戦没者概数 34,600人 ・収容遺骨概数 13,000柱 ・未収容遺骨概数 21,600柱	・平成26年5月、日朝政府間協議において、北朝鮮側が、日本人遺骨問題を含む全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施することに合意（いわゆるストックホルム合意）。 ・平成28年2月10日、国家安全保障会議が我が国独自の対北朝鮮措置を決定し、これを受け北朝鮮側は、2月12日に日本人問題の調査を全面的に中止し、特別調査委員会を解体すると発表。	・ストックホルム合意に基づき、今後とも、外務省等関係省庁と連携しながら適切に対応する。

4 令和元年度予算・令和2年度概算要求について

戦没者の遺骨収集にかかる予算額の推移

(単位: 百万円)



※百万円単位で四捨五入しているため、平成28年度の指定法人予算額と厚生労働省予算額の積み上げは合計と一致しない。

令和元年度予算 遺骨収集事業等の推進

令和元年度予算 2,361百万円（法人への委託費645百万円）
平成30年度予算 2,380百万円（法人への委託費626百万円）

① 硫黄島遺骨収集事業 1,359百万円（1,372百万円）

○「関係省庁会議」において決定された取組方針等に基づき、滑走路地区に隣接する庁舎地区について、高性能地中レーダの反応箇所の掘削・遺骨収容を実施する。また、滑走路地区における面的調査（改良型地中探査レーダによる深さ10m超の地点の空洞調査、面的ボーリング調査及び地下壕の構造解析）等を実施する。

② 南方・旧ソ連地域遺骨収集事業 755百万円（719百万円）

現地調査・埋葬地調査 326百万円（278百万円）

○調査派遣班数の増

現地調査	H30	26班	→	R1	33班
埋葬地調査	H30	5班	→	R1	9班



平成30年度

①フィリピン（4班）、②東部ニューギニア（5班）、③ビスマーク・ソロモン諸島（5班）、④インドネシア（4班）、⑤マリアナ諸島（2班）、⑥ミャンマー（3班）、⑦パラオ諸島（2班）、⑧インド（1班）、⑨旧ソ連地域（5班）

令和元年度

①フィリピン（4班→5班）、②東部ニューギニア（5班→6班）、③ビスマーク・ソロモン諸島（5班→6班）、④インドネシア（4班→5班）、⑤マリアナ諸島（2班→3班）、⑥ミャンマー（3班→5班）、⑦パラオ諸島、⑧インド、⑨旧ソ連地域（5班→9班）

遺骨収集 302百万円（314百万円）

平成30年度

①沖縄（3班）、②フィリピン（2班）、③東部ニューギニア（2班）、④ビスマーク・ソロモン諸島（2班）、⑤インドネシア（2班）、⑥パラオ諸島（2班）、⑦マリアナ諸島（2班）、⑧トラック諸島（1班）、⑨マーシャル諸島（1班）、⑩ギルバート諸島（1班）、⑪ミャンマー（3班）、⑫インド（2班）、⑬樺太（1班）、⑭その他南方地域（1班）、⑮ハバロフスク地方（1班）、⑯沿海地方（1班）、⑰ザバイカル地方（1班）、⑱ブリヤート共和国（1班）、⑲クラスノヤルスク地方（1班）

令和元年度

①沖縄、②フィリピン、③東部ニューギニア、④ビスマーク・ソロモン諸島、⑤インドネシア、⑥パラオ諸島、⑦マリアナ諸島、⑧トラック諸島、⑨マーシャル諸島、⑩ギルバート諸島、⑪ミャンマー、⑫インド（2班→1班）、⑬樺太、⑭その他南方地域、⑮ハバロフスク地方、⑯沿海地方、⑰ザバイカル地方、⑱ブリヤート共和国、⑲イルクーツク州（1班）

法人運営経費 127百万円（127百万円）

③ 海外公文書館の資料収集 23百万円（63百万円）

○ 海外資料調査により取得した資料の翻訳・分析及び海外公文書館等所蔵資料の追加調査を行う。

④ 遺骨の鑑定 191百万円（193百万円）

○ DNA鑑定の実施、遺骨鑑定専門員の遺骨収集への派遣

⑤ 遺骨・遺留品の伝達 33百万円（33百万円）

○ 遺留品調査の実施、遺骨引渡式の実施

（参考）上記経費の内訳（法人への委託費・再掲）

	法人への委託費	法人への委託費以外の経費	合 計
運営費	126百万円 (126百万円)	1百万円 (1百万円) ※有識者会議開催経費	127百万円 (127百万円)
事業費	519百万円 (500百万円)	1,715百万円 (1,753百万円)	2,234百万円 (2,254百万円)
合 計	645百万円 (626百万円)	1,716百万円 (1,754百万円)	2,361百万円 (2,380百万円)

※1 ()内の金額は平成30年度予算

※2 百万円単位で四捨五入しているため、各欄の積み上げが合計と一致しない場合がある。

令和2年度要求 遺骨収集事業等の推進

令和2年度要求	2,969百万円
令和元年度予算	2,361百万円

() 内の金額は令和元年度予算

1 硫黄島遺骨収集事業 1,364百万円 (1,359百万円)

・滑走路地区の面的調査等

2 南方・旧ソ連地域遺骨収集事業 1,047百万円 (755百万円)

(1) 現地調査及び埋葬地調査 500百万円 (326百万円)

・派遣班数増加に伴う増

(2) 遺骨収集 417百万円 (302百万円)

・派遣体制の強化に伴う増

(3) 法人運営経費 130百万円 (127百万円)

3 海外公文書館の資料収集 17百万円 (23百万円)

4 遺骨の鑑定 507百万円 (191百万円)

ア 鑑定実施体制の充実 340百万円 (183百万円)

(ア) DNA鑑定に係る体制の充実 240百万円 (148百万円)

①戦没者遺骨専用のDNA鑑定機器の導入

・DNA鑑定料の引き上げ

(イ) 形質人類学的鑑定に係る体制の充実 99百万円 (35百万円)

①令和2年度からは、遺骨鑑定人を、遺骨収集に加え現地調査及び埋葬地調査にも派遣

イ 戦没者遺骨に関する研究の推進 168百万円 (8百万円)

①次世代シーケンサによるSNP分析に係る研究委託

①形質人類学的鑑定に係る研究委託

・安定同位体比分析に係る研究委託

5 遺骨・遺留品伝達 34百万円 (33百万円)

5 「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」における 「中間とりまとめ」について

「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」の開催について

現状

(1) 遺骨収集の状況

- ・ 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づき、H28～R6年度を集中実施期間として、遺骨収集事業を実施
- ・ 戦没者約240万人のうち約128万柱収容
相手国の事情等により収容が難しいものなどを除き依然として約59万柱のご遺骨が未収容
- ・ 近年は遺骨収集数が減少し、年間1000柱を下回る
- ・ 遺骨収集団の高齢化

(2) DNA鑑定等をめぐる状況

- ・ DNA鑑定に対する期待感の一方、遺留品等がなくDNA鑑定だけで遺族が判明したケースは現在までなし
(沖縄での試行的取組)
- ・ 法医学鑑定技術の進歩への対応

検討会議開催の目的

① 集中実施期間(H28～R6年度)における目標設定とともに、その達成に向けた効果的取組を提言

- ・ 集中実施期間の3分の1を終えた現時点で、状況の確認、課題の整理を行った上で目標を設定
- ・ 海外資料調査等で収集した情報に基づく効果的な遺骨収集の実施(地域別の調査・収集計画の目標を設定)

② 近年の鑑定技術の進歩を踏まえ、今後の鑑定の方向性を示すとともに、技術向上策等を提言

- ・ 南方地域における遺骨鑑定の方向性
- ・ DNA鑑定技術等の向上及び鑑定体制の整備



有識者、遺族及び遺骨収集の担い手、専門家からなる公開の会議を開催し(厚生労働省社会・援護局長が参集)、遺骨収集に関し関係者の合意形成を図るとともに、広く国民の理解増進につなげる。

スケジュール

- ・ 本年5月23日(木)以降、計4回開催。本年8月2日に中間とりまとめを公表。

「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」の開催要綱

戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議 開催要綱

1 目的

戦没者の遺骨収集については、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づき、平成28年度から令和6年度を、遺骨収集の集中実施期間と定め、実施している。

この度、戦没者の遺骨収集に関し、関係者の合意形成を改めて図るとともに、広く国民の理解を得るため、有識者、遺族及び遺骨収集の担い手や、専門家からなる公開の「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」を開催する。

2 構成

- (1) 会議の構成員は、社会・援護局長が、別紙1の通り参集する。
- (2) 会議に座長を置き、座長は、構成員の互選により選出する。
- (3) 会議の下に、別紙2の通り、法医学鑑定の専門家を参集し、ワーキンググループを開催する。

3 運営

- (1) 会議の議事は、公開とする。
- (2) 会議の庶務は、社会・援護局事業課において行う。

4 その他

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が社会・援護局長と協議の上で定める。

戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議 構成員

(五十音順、敬称略)

赤木 衛	JYMA 日本青年遺骨収集団理事長
浅村 英樹 ※	信州大学医学部法医学教室教授
畔上 和男	日本遺族会専務理事
神津 カンナ	作家
篠田 謙一 ※	日本人類学会会長 国立科学博物館副館長
染田 英利 ※	防衛医科大学校医学教育部医学科助教
竹之下 和雄	日本戦没者遺骨収集推進協会専務理事
戸部 良一	防衛大学校名誉教授 国際日本文化研究センター名誉教授
羽毛田 信吾 ○	昭和館館長
浜井 和史	帝京大学学修・研究支援センター准教授
秀平 良子	岡山県遺族連盟理事 岡山県笠岡市遺族会会長
増田 弘 ◎	平和祈念展示資料館名誉館長 立正大学法学部名誉教授
水口 清 ※	東海大学医学部客員教授

注 1 ◎は座長、○は座長代理

注 2 ※は、法医学鑑定ワーキンググループの構成員

注 3 上記構成員の他、外務省、防衛省がオブザーバーとして参加

法医学鑑定ワーキンググループ 構成員

(五十音順、敬称略)

浅村 英樹	信州大学医学部法医学教室教授
篠田 謙一	日本人類学会会長 国立科学博物館副館長
染田 英利	防衛医科大学校医学教育部医学科助教
玉木 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座教授
水口 清	東海大学医学部客員教授

注 必要に応じ、上記構成員以外の者を参集する場合がある。

1. 目標設定による事業の計画的推進及び事業実施体制の見直し・強化

経緯・現状

- 遺骨収集推進法は、平成28年度から令和6年度までを遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間としている。また、政府は遺骨収集推進法に基づき、同期間中の基本計画を策定しているが、具体的な目標は定められていない。
- 遺骨収集を計画的かつ着実に推進するためには、**集中実施期間の3分の1を終えた現時点で、具体的な目標を設定する必要がある。**

今後の方向性

- 残る集中実施期間（令和元年度～令和6年度）に、できるだけ多くの遺骨を収集するためには事業を計画的に進めることが必要であることから、海外資料（交戦国の国立公文書館の保管資料等）の調査等により得られた埋葬地に関する情報について、現地調査及び収集を計画的に実施するための目標を定めることが適当。
具体的には、
 - ・ **南方等戦闘地域**については、従来より実施してきた戦友等から得られる情報に基づく調査に加えて、**現時点までに海外資料調査から得られた情報に基づき、調査を要する埋葬地点を令和2年度から令和5年度にかけて可能な限り調査することを目標とし、その調査の結果を踏まえ、令和3年度から令和6年度にかけて遺骨収集を集中的に行う。**
 - ・ **旧ソ連抑留中死亡者埋葬地**については、**現時点において調査を要する埋葬地を令和元年度から令和3年度にかけて可能な限り調査することを目標とし、その調査の結果を踏まえ、令和6年度までに遺骨収集を集中的に行う。**
 - ・ **調査後、可能な限り早期に収集も行う。**こととすることが適当。（※）
- ※ **南方等戦闘地域**についての海外資料調査は平成29年度までに概了。埋葬地点を推定できる有効情報は計**1,695件**。
また、**旧ソ連抑留中死亡者埋葬地**については、今後調査・収容を実施する予定の埋葬地は、**62カ所（うちモンゴル1カ所）**。
機械的な試算によれば、これらの埋葬地の情報について現地調査を最低1回行うための事業量（派遣回数）は、**南方等戦闘地域約80回、旧ソ連抑留中死亡者埋葬地約20回**。調査の進捗に応じてさらに見直ししていく必要あり。
- 目標を達成するために、厚生労働省及び一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会が連携し、**以下の点について具体策を検討し、実施する必要がある。**
 - ・ 派遣団の人材確保（遺骨鑑定人や現地での実務を熟知した人材、ボランティアでの参加者を含む）の方策
 - ・ 多くの方が参加しやすくなるような派遣期間・方法等
 - ・ 雇用の手法の検討を含め、若い世代が事業に参加する環境の整備
 - ・ 遺骨収集の参加者の安全・健康への配慮
 - ・ 推進協会のマネジメントの強化
 - ・ 厚生労働省の推進協会との連携及び体制の強化
 - ・ 情報のさらなる精査：重複や調査済み箇所の確認等
 - ・ 戦友等から得られた情報と海外資料調査で得られた情報とを合わせた結果に基づく効率的な実施

2. 鑑定の今後のあり方

経緯・現状

< DNA鑑定の実施体制について >

- DNA鑑定は、記名のある遺留品等から遺族が推定できる場合に、遺族からの申請に基づいて実施され、血縁関係が確認できた場合に、遺骨が返還されている。
平成28年度からは、記名のある遺留品等がなくても、その遺族に対しDNA鑑定を呼びかける試行的取組が沖縄で実施されているが、これまでのところ、血縁関係の認められる遺族は見つかっていない。

< 現地における焼骨について >

- 我が国では、死者を弔うため、慣習として、広く焼骨が行われている。現在は、戦没者遺骨からDNA鑑定用の検体を採取した後に、残りの遺骨について、慰霊行事の一環として、現地で焼骨・追悼式が実施されている。

< 新技術の応用について >

- 次世代シーケンサによるSNP分析や安定同位体比分析などの新しい技術は、個体が帰属する集団の推定など、帰属集団の分析等に役立つ技術と考えられている。

< 学術的利用及び研究振興について >

- 平成15年の「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」は、戦没者遺骨から得られたDNA分析結果の学術的価値を認識しつつも、戦没者及び遺族のプライバシー保護の観点からDNA鑑定のデータの学術的利用は慎重であるべきであるとしている。

今後の方向性

< 鑑定の実施体制について >

- 鑑定の安定的な実施や鑑定技術の向上等のためには、①**鑑定実施体制の充実**、②**戦没者遺骨に関する研究の推進等**といった課題があり、それらを解決する必要がある。そのためには、厚生労働省が中心となり、下記のような取組を行うべきである。

【鑑定実施体制の充実】

- ・ DNA鑑定を実施する大学が増えるような環境を作る取組、DNA鑑定を実施している大学における鑑定体制の充実（鑑定に専門性を有する人材の確保等）、これらの取組を通じた人材育成
- ・ 形質人類学的鑑定に習熟した人材の育成

【戦没者遺骨に関する研究の推進等】

- ・ 遺骨のDNA解析技術、血縁関係の特定等に資する研究の推進
- ・ 遺骨から得られた情報・技術の学術的利用の推進
- ・ 次世代シーケンサによるSNP分析や安定同位体比分析といった新たな鑑定技術の応用に向けた研究の推進、遺骨収集を行う相手国等との協力関係の構築

なお、DNA抽出の可能性を高めるため、現在の歯及び四肢骨に加え、側頭骨の錐体部も検体の対象とすることが望ましい。

今後の方向性

<現地における焼骨について>

- 近年の鑑定技術の進歩を踏まえ、より一層の科学的鑑定を行うことが期待されている。
現地で焼骨をせずに、日本でDNA抽出の後に焼骨することも選択肢となるが、厚生労働省は、本とりまとめを踏まえ、遺族感情に配慮し、制度面や技術面の課題を整理し、遺族等関係者の理解を得つつ慎重に進めていくべきである。
- また、現在、現地にて戦没者を慰霊する目的から、遺骨を現地で焼骨していることも踏まえ、今後、仮に遺骨を焼骨せずに持ち帰る場合、現地において今後も追悼式を挙行する等、戦没者への慰霊を遺漏無く丁寧に実施すべきである。
- なお、仮に遺骨を焼骨せずに持ち帰る場合、遺骨の送還手段や送還時の防疫面での対策（遺骨に付着した土の除去）、送還後の鑑定の手順、遺族への伝達又は千鳥ヶ淵戦没者墓苑等への納骨までの間の保管場所、保管コスト等について、戦没者遺族に配慮しつつ、厚生労働省において検討を行う必要がある。
- 現在は、現地で焼骨を行うことを前提として、現地での事務手続が行われていることから、遺骨収集の相手国との調整を行う必要がある。

<南方等の戦闘地域で収容された遺骨のDNA鑑定の今後の方針について>

- **南方等戦闘地域の遺骨について、記名のある遺留品等がないケースにおいてDNA鑑定を実施した場合、**
 - ・ 遺骨の保存状況が悪いこと ・ 戦没者の母集団が大きいこと
 - ・ 全員が申請するわけではないため、未だ申請していない人の中により確からしい人がいる可能性の排除が容易でないこと
 - ・ 今後新たに収容される可能性のある遺骨に、より可能性の高い血縁者が存在しうる可能性を排除することが容易でないことから、**身元特定は非常に難しいことが見込まれる。**

そうした中でも、今後、南方等の戦闘地域の戦没者遺骨についてDNA鑑定を実施する場合は、

- ・ **推定戦没者数が一定数以下など、母集団が絞り込める地域から取り組む。**
- ・ **推定戦没者数に対し、その収容地で収容された遺骨（検体）の数の割合が多い地域から取り組み、遺族へ呼びかけを行う。**
- ・ 戦没者に遺伝的に近い遺族、具体的には、父親から男子に遺伝するY染色体DNAや、母親から子に遺伝するミトコンドリアDNAを共有する関係にある者の両方から、DNAを提出していただいた方が、身元判明の可能性が高まることの**説明を、より一層丁寧に**行う。

ことが考えられる。その場合、**鑑定体制の充実が不可欠**である。

また、厚生労働省においては、なるべく多くの遺族に申請してもらえよう、また、DNA鑑定について正しく理解してもらえよう、**積極的な広報に努める必要がある。**

3. まとめ

- 残された集中実施期間において、厚生労働省をはじめ、外務省や防衛省といった関係行政機関及び推進協会が一丸となり、本とりまとめの内容に基づき、必要な財政上の措置を講じた上で、事業を着実に推進するべきである。
- 事業の推進のためには、国民の理解・信頼が不可欠であることから、今後、積極的な情報公開及び展示会の開催やパンフレットの配布、本とりまとめの内容の広報等を通じ、厚生労働省は、遺骨収集事業に対する国民の理解・信頼が一層深まるよう努めるべきである。
そのためには、過去の遺骨収集において、不適切な事例があったことへの反省を忘れることなく、真摯に事業に取り組むべきである。
- なお、戦没者の遺骨収集は、遺骨の所在に関する具体的な情報が得られる限り、集中実施期間終了後も継続されるものであり、その実施に必要な体制も確保していくべきである。集中実施期間経過後の事業及び体制のあり方についても、同期間の目標への取組状況を踏まえ、適切な時期に本検討会議で改めて議論すべきである。

南方等戦闘地域の各島・地域の戦没者数・収容遺骨数(令和元年8月末現在)

	島名・地域名	戦没者概数(人)	政府派遣収容遺骨数(柱)※1	検体数※2	
200,000	フィリピン共和国 ルソン島	272,500	49,337	40※3	○ 厚労省保管の人事関係資料では、南方については、一般的に、死没場所が詳細な地名でなく、国名や島の名称となっている場合が多い。そのため、鑑定対象の母集団は一般的にその国内や島内の戦没者数にならざるを得ない。
	中国東北地方等(ノモンハン地域)	245,400※4	39,330※4※5	92※6	
	沖縄	188,100	187,410※7	185※8	
	ミャンマー	137,000	91,430※5	102	
	パプアニューギニア独立国(東部ニューギニア)	127,600	51,410※5	280	
100,000					○ 南方等戦闘地域の戦没者遺骨の検体数は、計2,796(※)。なお、旧ソ連・モンゴルの抑留中死亡者の遺骨の検体数は、旧ソ連7,033、モンゴル653であり、南方等戦闘地域の戦没者遺骨の検体数と合わせると、計10,482。 ※地域不明として受領した11を含む。
	フィリピン共和国 レイテ島	79,000	16,211	—※3	
	フィリピン共和国 ミンダナオ島	63,700	7,925	—※3	
	アメリカ合衆国 マリアナ諸島サイパン島	55,300	29,228	153※9	
	インドネシア共和国(西イリアン)	53,000	33,430※5	36※10	
50,000					
	インドネシア共和国(西イリアンを除く地域)	31,400	11,030※5	—※10	
	パプアニューギニア独立国 ブーゲンビル島	33,500	10,660	936※11	
	インド	30,000	19,950※5	4	
	樺太・千島・アメリカ合衆国アリューシャン	24,400※12	1,800※5※12	80※13	
20,000	ソロモン諸島 ガダルカナル島	22,000	15,568	—※11	
	硫黄島	21,900	10,460※5	513	
	タイ・マレーシア・シンガポール	21,000※14	20,200※5※14	2※15	
	アメリカ合衆国 マリアナ諸島グアム島	20,000	516	—※9	
	アメリカ合衆国 マリアナ諸島テニアン島	15,500	10,502	—※9	
10,000	パプアニューギニア独立国 ビスマーク諸島ニューブリテン島	13,500	3,168	—※11	
	フィリピン共和国 セブ島	11,700	10,790	—※3	
	パラオ共和国 ペリリュー島	10,200	7,789	91※16	
5,000	マーシャル諸島共和国 クエゼリン島	8,300	146	—※17	
	ミクロネシア連邦トラック諸島(全体)	5,900	4,096	22	
	ミクロネシア連邦 メレヨン島	4,900	3,052	6	
	キリバス共和国 ギルバート諸島タラワ島	4,200	178	164※18	
1,000					
	マーシャル諸島共和国 ウォツゼ島	2,900	256	73※17	
	アメリカ合衆国 ウェーク島	2,200	820	6	
	パラオ共和国 アンガウル島	1,200	920	—※16	
	ツバル スイ島	—	1	1	(参考)旧ソ連抑留中死亡者埋葬地 ハバロフスク(名簿登載 1,034、収容柱数 897)

※1 政府派遣収容遺骨数には、政府派遣以外に持ち帰られた遺骨や現地住民等が収容し政府派遣団が受領した遺骨であって収容地点が不明な遺骨等は計上していない。

※2 身元が特定され、御遺族にお返ししたものを除く。

※3 フィリピンで収容された遺骨の検体は、島ごとの分類ができないものがあるため、フィリピン全体を一つの地域として整理し、ルソン島の欄に計上している。

※4 ノモンハン地域は、中国東北地方とモンゴルにまたがる国境付近の地域であり、地域別の戦没者概数や地域別の戦友等により持ち帰られた遺骨数が不明であるため、まとめて一つの地域として整理し、計上している。

※5 収容遺骨概数であり、政府派遣以外に復員等の際、戦友等により持ち帰られた遺骨等を含む。

※6 全てノモンハン地域で収容された遺骨の検体である。

※7 政府による収容数と沖縄県民による収容数を合計した概数である。また、平成30年度に収容した遺骨が鑑定中であるため、暫定値である。

※8 185柱とは別に沖縄県で保管中(推定約700柱)の遺骨について検体となり得るものを精査予定である。

※9 マリアナ諸島で収容された遺骨の検体は、島ごとの分類ができないものがあるため、マリアナ諸島全体を一つの地域として整理し、サイパン島の欄に計上している。

※10 インドネシアで収容された遺骨の検体は、島ごとの分類ができないものがあるため、インドネシア全体を一つの地域として整理し、西イリアンの欄に計上している。

※11 ビスマーク・ソロモン諸島で収容された遺骨の検体は、島ごとの分類ができないものがあるため、ビスマーク・ソロモン諸島全体を一つの地域として整理し、ブーゲンビル島の欄に計上している。

※12 樺太・千島・アリューシャンについては、地域別の戦没者概数や地域別の戦友等により持ち帰られた遺骨数が不明であるため、まとめて一つの地域として整理し、計上している。

※13 千島には占守島(死傷者数:約600人、政府派遣収容遺骨数:58柱、検体数44)が含まれる。アリューシャンには、アッツ島(戦没者概数:2,600人、政府派遣収容遺骨数:320柱、検体数0)が含まれる。

※14 樺太で収容された遺骨の検体36と、占守島で収容された遺骨の検体44の合計数である。

※15 タイ・マレーシア・シンガポールについては、地域別の戦没者概数や地域別の戦友等により持ち帰られた遺骨数が不明であるため、まとめて一つの地域として整理し、計上している。

※16 全てタイで収容された遺骨の検体である。

※17 パラオで収容された遺骨の検体は、島ごとの分類ができないものがあるため、パラオ全体を一つの地域として整理し、ペリリュー島の欄に計上している。

※18 マーシャルで収容された遺骨の検体は、島ごとの分類ができないものがあるため、マーシャル全体を一つの地域として整理し、ウォツゼ島の欄に計上している。

※19 米国から受領した検体を含む。

(参考資料) 法律及び指定法人の概要

1 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号)概要

平成27年9月11日、衆議院厚生労働委員長提出。同日衆厚労委・衆議院で可決(全会一致)、参議院は継続審議へ。

平成28年2月18日、参厚労委可決、2月24日、参議院で修正を経て可決(全会一致)、衆議院へ回付。3月23日、衆厚労委可決、3月24日、衆議院で可決、成立(全会一致)。

【国の責務】

- ・ 国が戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、確実に実施
- ・ 平成28年度から平成36年度までの間を戦没者の遺骨収集の推進施策の集中実施期間とすること
- ・ 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の円滑・確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣等と連携協力を図ること

【基本計画に基づく実施】

- ・ 政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本計画(平成36年度までの集中実施期間)を策定
- ・ 政府は、地域の状況に応じた計画的・効果的な遺骨収集を実施

【実施法人の指定】

- ・ 戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とし、情報収集、遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる一般社団法人又は一般財団法人を厚生労働大臣が指定

【その他】

- ・ 政府の財政上の措置等
- ・ 情報収集及び分析
- ・ 関係国政府等の理解と協力
- ・ 鑑定等の体制整備

【厚生労働省設置法の改正】

- ・ 戦没者の遺骨の収集等を厚生労働省の所掌事務として法律上明示

【施行期日】

平成28年4月1日

2 「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画（平成28年5月31日閣議決定）」概要

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（抄）

第5条 政府は、集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 厚生労働大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

主な記載事項

1. 集中実施期間

- ・ 平成28年度から令和6年度（平成36年度）までを遺骨収集推進施策の集中実施期間とし、平成29年度までに各国の国立公文書館等の文書等の収集や現地調査といった必要な情報の収集に集中的に取り組み、それらの情報等をもとに戦没者の遺骨収集を実施する。

2. 関係行政機関との連携協力

- ・ 厚生労働省から協力を求められたときは、外務省、防衛省その他関係行政機関は、可能な限り協力する。
（※）外務省：関係国の政府等との協議等、在外公館での専門担当官の配置、遺骨の一時保管、JICAへの協力要請 等
防衛省：硫黄島における輸送その他支援、自衛艦等の運行に際しての遺骨送還、防衛研究所の有する情報及び知見の提供 等

3. 事業計画の策定、情報収集・遺骨収集の実施

- （1）厚生労働省は、毎事業年度開始前に、別紙の集中実施期間における地域ごとの取組方針に即して、次年度の実施指針を策定し、指定法人は、毎事業年度開始前に、当該実施指針に即して、事業計画を策定する。
（※）実施指針の策定に当たっては、各地域における情報収集の状況、国際情勢等を踏まえ、地域特性等に応じた取組目標等を可能な限り明確に設定し、事業の検証にも資するものとする。
- （2）情報収集及び遺骨収集については、厚生労働省の指導監督の下、指定法人が、必要に応じて民間団体等の協力を得ながら、事業計画に基づいて実施する。ただし、相手国政府との協議等を要する場合など政府の主体的な対応が要求される場合は、厚生労働省が実施する。

4. 戦没者の遺骨の鑑定等

- ・ 遺骨のDNAデータベース化を推進するとともに、遺留品等がなくても、部隊記録等の資料によりある程度戦没者が特定できる場合には、当該戦没者と関係すると思われる遺族に呼びかけを行い、DNA鑑定を実施する。

5. 実施状況の公表

- ・ 厚生労働省は、戦没者の遺骨収集等の実施状況を、毎事業年度終了後速やかにとりまとめ、公表する。 等

【別紙】集中実施期間における地域ごとの取組方針

一柱でも多くの遺骨を早期に収容又は本邦に送還し、遺族に引き渡すことが国の重要な責務であるとの認識の下、遺族の心情に鑑み、遺骨の尊厳を損なうことのないよう、丁重な配慮をしつつ、地域ごとの取組方針に基づく戦没者の遺骨収集を推進する。

(1) 沖縄及び硫黄島

地域名	取組方針
沖縄	<u>大規模な壕等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を実施する。</u> <u>関係省庁で連携し、米軍施設及び区域内の遺骨収集について米国側の同意を得て、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</u>
硫黄島	<u>関係省庁会議において策定された取組方針等を踏まえ、関係省庁が連携を図りつつ、遺骨収集を推進する。</u>

(2) 遺骨収集を推進する(1)以外の地域

ミャンマー、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島 等	<u>資料調査や現地の事情に精通し、幅広い情報網を有する民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</u>
旧ソ連(ウズベキスタンを除く)、モンゴル	<u>抑留中死亡者の埋葬地等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</u>
樺太・千島(北樺太を除く)	<u>資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、又は、他国による戦没者の遺骨収集が実施された際に、我が国の戦没者であると思われる遺骨に関する情報が得られた場合には、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</u>

(3) 遺骨収集を推進するために現地政府等と協議等が必要な地域

フィリピン、中国本土、中国東北部(ノモンハンを含む)、インドネシア(西イリアンを含む)、マーシャル諸島、マリアナ諸島(グアムを含む)、ウズベキスタン、アリューシャン列島については、関係省庁と連携し、相手国側と必要な協議等を行い、その結果を踏まえて遺骨収集を推進する。

3 戦没者の遺骨収集に関する活動を行う法人の指定

【法人の指定】

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、戦没者の遺骨の情報収集・遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる者として、厚生労働大臣が指定。

【指定日】 平成28年8月19日（同年10月事業委託、同年11月活動開始）

【指定法人名】 「一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会」

【指定法人の業務内容】

- ・ 戦没者の遺骨の情報収集
- ・ 未収容、未送還の遺骨の収容及び送還等

【指定の経緯】

- ・ 公募申請は1法人のみ
- ・ 厚生労働省の評価委員会にて申請内容について評価し、その結果を踏まえ、厚生労働大臣が指定。

【根拠法令】

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成28年法律第12号）（抄）

第10条 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

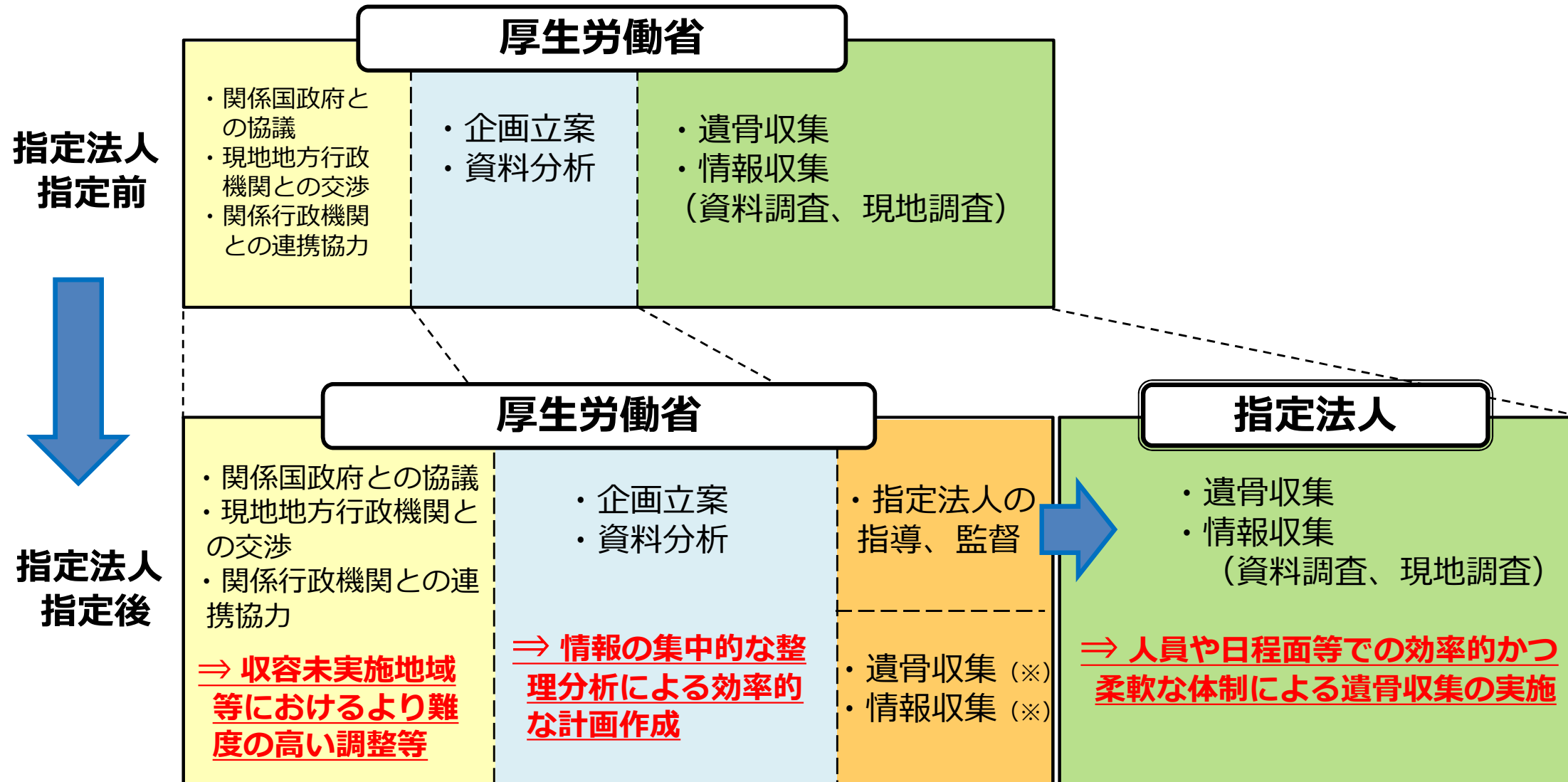
2～4 略

第11条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 戦没者の遺骨収集のために必要な情報を収集すること。
- 二 戦没者の遺骨であつて、いまだ収容され、又は本邦に送還されていないものを収容し、及び本邦に送還すること。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

4 厚生労働省と指定法人の役割分担

- 情報収集及び遺骨収集を一括して指定法人へ業務委託し、より効率的かつ柔軟な体制で事業を実施
- 厚生労働省は、企画立案等に加え、より難度の高い調整業務を行い、遺骨収集を推進



※国が現地政府等との協議等を主体的に実施する必要がある地域 例：フィリピン

5 一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会の概要 ①

1. 目的

国が行う戦没者の遺骨収及び関連する事業に対し、必要な協力を行うことによりこれらの事業の促進を図り、またこれらの事業を通して遺骨収集に関する諸外国の理解の促進及び国際親善の増進に寄与すること。

2. 設立

平成28年7月1日

3. 所在地

東京都港区虎ノ門2-5-21 寿ビル5階 （ホームページアドレス：<http://jarrwc.jp/>）

4. 事業

- (1) 国が行う戦没者の遺骨収集事業において、国から受託した事業
- (2) 戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集事業
- (3) 戦没者の慰霊事業に協力する関係各団体間の連絡調整業務
- (4) 戦没者の慰霊事業に関連した国際交流の促進
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

5. 社員（13団体）

一般財団法人 日本遺族会

一般財団法人 全国強制抑留者協会

全国ソロモン会

特定非営利活動法人 太平洋戦史館

特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集団

小笠原村在住硫黄島旧島民の会

公益社団法人 隊友会

公益財団法人 大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会

東部ニューギニア戦友・遺族会

水戸二連隊ペリリュー島慰霊会

硫黄島協会

特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会

特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会

5 一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会の概要 ②

6. 役員

役職	人数	職務権限等
会長	1名	一般法人法上の代表理事。この法人を代表し、法人の業務執行を行う。
副会長	2名	うち1名は一般法人法上の代表理事。会長の補佐を行う。
専務理事	1名	一般法人法上の代表理事。会長、副会長の補佐を行い、主に以下の業務を行う。 ① 事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書の作成 ② 財産の管理及び会計処理 ③ 事務局職員（臨時職員）の任免 ④ 理事会から委託された事項の処理 ⑤ 理事会の承認が必要な規則、規程等の原案作成
理事	8名	理事会を構成し、法人の職務を執行する。
監事	2名	主に以下の職務を業務を行う。 ① 理事の職務及び法人の業務、財産状況の監査 ② 社員総会及び理事会で意見を述べること ③ 理事の不正行為等の報告等

【役員一覧】

会長（代表理事）	尾辻 秀久	参議院議員
副会長（代表理事）	眞野 章	一般社団法人 全国国民健康保険組合協会会長
副会長	水落 敏栄	参議院議員、一般財団法人 日本遺族会会長
専務理事（代表理事）	竹之下 和雄	常勤役員
理事	伊藤 隆	公益財団法人 大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会常務理事兼事務局長
理事	森本 浩吉	東部ニューギニア戦友・遺族会事務局長
理事	住田 陸快	全国ソロモン会副会長
理事	影山 幸雄	水戸二連隊ペリリュー島慰霊会事務局長
理事	岩渕 宣輝	特定非営利活動法人 太平洋戦史館会長理事
理事	寺本 鐵朗	硫黄島協会会長
理事	赤木 衛	特定非営利活動法人 J Y M A 日本青年遺骨収集団理事（代表）
理事	渡邊 榮樹	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会顧問
監事	畔上 和男	一般財団法人 日本遺族会専務理事
監事	井上 達昭	特定非営利活動法人 J Y M A 日本青年遺骨収集団理事

5 一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会の概要 ③

7. 組織図

